横浜市消費生活実態調査 調査結果報告書

平成23年9月

横浜市 経済局 消費経済課

目次

■ 1. 調査の趣旨と方法等	
(1)趣旨	1
(2) アンケート調査の実施概要	1
(3) アンケート回収結果	1
(4) 報告書中の表記	$\cdots \cdots 1$
(5) 調査内容	1
■ 2. 回答者の属性データ	
(1) 性別	3
(2) 年齢	
(3)居住区	4
(4) 職業	5
(5) 家族構成	5
■3. 設問別 調査結果	
(1)消費者被害の実態	6
(2) センターの認知度	· · · · · · · · · · · · · · · 32
(3)情報提供、啓発の方法	
(4) 行政への期待	• • • • • • • • • • • • 50
■ 4. 使用した調査票	60

■1. 調査の趣旨と方法等

(1) 趣旨

本調査は、市民の消費生活に関する実態を明らかにし、調査の結果を、横浜市消費生活審議会における消費者行政施策の審議のための基礎資料として活用することにより、市民の安全で快適な消費生活の実現を図ることを目的としている。

(2) アンケート調査の実施概要

実施主体:横浜市経済局市民経済労働部消費経済課

実施対象:市内在住の20歳以上の市民(外国人市民を含む)

(住民基本台帳及び外国人登録原票から 5,000 人を無作為抽出)

実施時期:平成23年5月21日配布、平成23年6月8日回収締切

実施方法:郵送法による無記名式

(3) アンケート回収結果

回収状況:回収数 : 2,680 票

回収率 : 53.6% うち白票・無効票 : 3票 有効票数 : 2,677票 有効回収率 : 53.5%

(注) 外国語アンケート回収結果

上記アンケートには英語によるもの 53 件、中国語によるもの 35 件が含まれていて、それぞれの回収率は 26.4% (14 件)、5.7% (2 件) であった。

(4)報告書中の表記

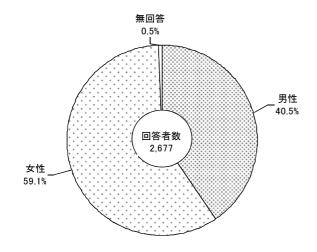
- ・本報告書では、特に断りのないかぎり、集計結果の数値を小数点以下第2位で四捨五入している。従って、パーセント表示の場合、合計が 100 にならないことがある。
- ・複数回答の設問については、回答比率の合計は100%を超える。
- ・合計回答者数は、原則的に関係する回答を正確に答えなかった人を除いてある。例えば、問1で①と回答した人に問2で尋ねる場合、回答②あるいは、無回答であっても、①と回答した人と同じように問2に回答する人があるが、このような場合①と回答した人のみを正規データとしている。また、例えば「その他」を選択しながら無記入の人の扱いは、データ処理の目的・内容によっては除く場合もある。
- ・当該設問に回答した人の実数を「n」と表記した。

(5)調査別回答数概要

	アンケー	-卜回答数	一覧表						
					1.1.1				
		費者被害		情報提供・啓発の方法					
問	回答数	補足•他	備考	問	回答数	補足∙他			
問1	2,677			問19	8,160		無制限重複回答		
問2	441	119		問20	4,592		2つまで重複回答		
問3	557	124	3つまで重複回答	問21	7,731	31	無制限重複回答		
問4	441	33		問22-1	2,677				
問5	479	23	2つまで重複回答	問22-2	571	241			
問6	441			問23-1	2,677				
問7	85	12	無制限重複回答	問23-2	4,200		無制限重複回答		
問8	441	89		問24	2,929	28	無制限重複回答		
問9	441			問25−1	645				
問10	313	13	一部無制限重複回答	問25-2	30	5			
問11	470	35	無制限重複回答	問26	5,221	77	無制限重複回答		
問12	469	42	無制限重複回答	問27	6,386	30	3つまで重複回答		
問13-1	441								
問13-2	121			12問	45,819	489	小計		
問14-1	2,677								
問14-2	125								
問14-3	125	54							
問14-4	148	13	2つまで重複回答						
問15	2,677								
問16	7,282	77	3つまで重複回答						
20 問	20,851	634	小計						
	t	ンターの	認知度		行	政への期]待		
問	回答数	補足•他	備考	問	回答数	補足∙他	備考		
問17	2,677			問28	6,620		3つまで重複回答		
問18	2,619	135	無制限重複回答	問29	2,677	450			
2問	5,296	135	小計	2問	9,297	450	小計		

■2. 回答者の属性データ

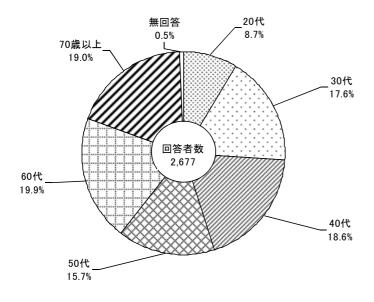
(1)性別



	回答数	回答比率(A)	横浜市人口分布(B)	A/B
男性	1,083	40.7%	50.1%	0.81
女性	1,581	59.3%	49.9%	1.19
小計	2,664	100.0%	100.0%	1.00
無回答	13			
計	2,677			

- ※ 横浜市の人口分布は、平成23年3月31日時点の 住民基本台帳に記載された人口と外国人登録人口の 合計に基づいて算出。
- ※ 回答比率は、無回答を除外して算出しているため、左の 円グラフとは異なる値となっている。

(2)年齡



	回答数	回答比率(A)	横浜市人口分布(B)	A/B
20代	232	8.7%	14.0%	0.62
30代	470	17.6%	19.4%	0.91
40代	499	18.7%	19.2%	0.98
50代	420	15.8%	14.3%	1.10
60代	534	20.0%	16.1%	1.24
70歳以上	509	19.1%	17.0%	1.13
小計	2664	100.0%	100.0%	1.00
無回答	13	_		
計	2677	_		

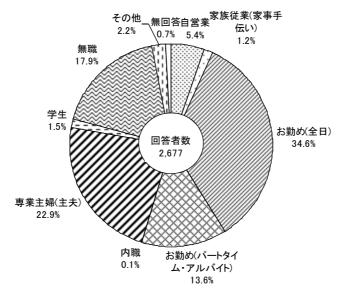
※横浜市人口分布は、未成年を除外して算出している

※ 回答比率は、無回答を除外して算出しているため、左の 円グラフとは異なる値となっている。

(3)居住区

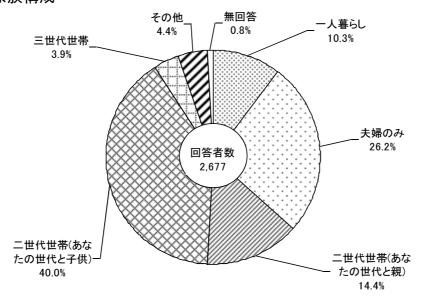
	回答数	回答比率(A)	横浜市人口分布(B)	A/B
鶴見区	196	7.4%	7. 5%	0.98
神奈川区	161	6.0%	6. 2%	0.97
西区	65	2.4%	2. 6%	0.95
中区	98	3.7%	4. 0%	0.91
南区	145	5.4%	5. 4%	1.00
港南区	185	6.9%	6. 0%	1.16
保土ケ谷区	136	5.1%	5. 6%	0.92
旭区	172	6.5%	6. 8%	0.94
磯子区	121	4.5%	4. 5%	1.02
金沢区	170	6.4%	5. 6%	1.13
港北区	253	9.5%	8. 8%	1.08
緑区	127	4.8%	4. 8%	1.00
青葉区	193	7.2%	8. 2%	0.88
都筑区	121	4.5%	5. 5%	0.83
戸塚区	229	8.6%	7. 4%	1.15
栄区	88	3.3%	3. 4%	0.97
泉区	124	4.7%	4. 2%	1.10
瀬谷区	80	3.0%	3. 5%	0.87
小計	2664	100.0%	100.0%	1.00
無回答	13	_		
回答者総計	2677	_		

(4) 職業



選択肢		自営業	家族 [。] (家事手		お勤め(全	(日)	(/\sum_	お勤め トタイム・アルバイト)
人	人数		31		925			365
内職	専業主	三婦(主夫) 学生 無職 その他 無国		回答	合計			
2		613	40	478	59	59		2677

(5) 家族構成

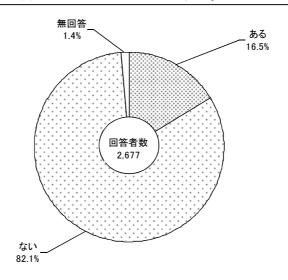


選択肢	一人 暮らし	夫婦のみ	二世代世帯 (あなたの世代と親)	二世代世帯 (あなたの世代と子供)	三世代 世帯	その他	無回答	合計
人数	277	702	385	1071	104	117	21	2677

■3. 設問別調査結果

(1)消費者被害の実態

【問1】あなたは、<u>ここ1~2年の間</u>に、商品の購入やサービスの利用にあたり、被害・トラブルにあったことや、被害にあいそうになったこと、しつこい電話勧誘など 勧誘の方法に不満を感じたことはありますか。

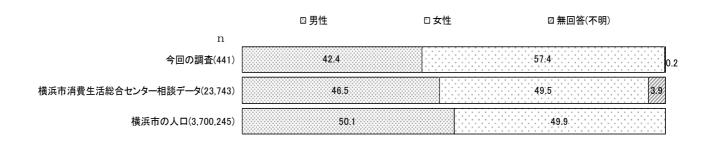


消費者被害を受けたり不満を感じたことのある人は、回答者全体の16.5%となっている。

*男女別 「被害・トラブル・不満」があった人の傾向

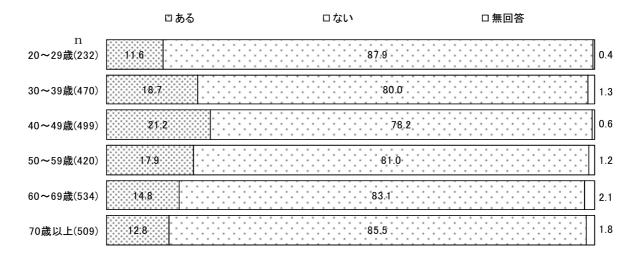


被害を受けたり不満を感じたことがある人の男女間の差は、1.3 ポイントとなっている。

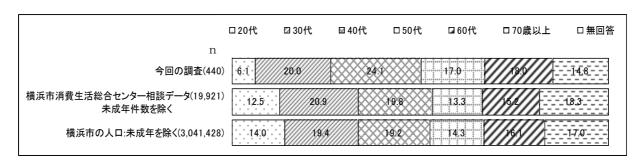


横浜市消費生活総合センター相談データの割合や横浜市人口の割合と比較して、今回調査結果は 女性の割合が高くなっている。

*年代別「被害・トラブル・不満」があった人の傾向



年代別で被害やトラブル、不満があった人の割合が最も高いのは「40代」(21.2%)で、続いて「30代」(18.7%)、「50代」(17.9%)となっている。

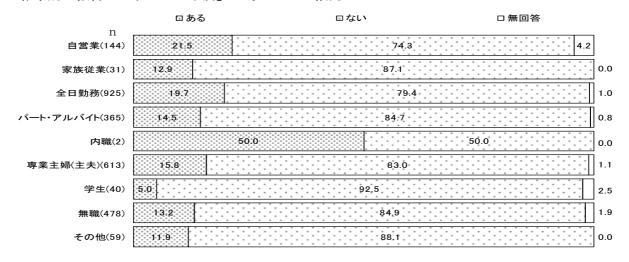


※ 「%」の算出にあたっては、今回調査の「無回答」、横浜市相談の「未成年」、「無回答」、横浜市人口の「未成年」を除外して算出している。

「40代」の割合が24.1%と最も高く、横浜市消費生活総合センター相談データの割合(19.8%) や横浜市人口の割合(19.2%)と比較しても高くなっている。

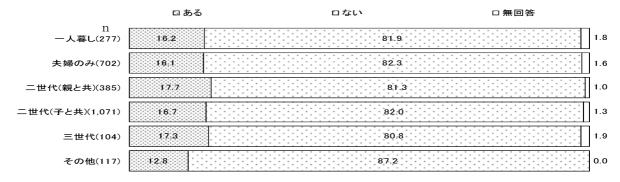
「50代」や「60代」も同様の傾向が見られるが、「70歳以上」(14.8%) については、横浜市消費生活総合センター相談データの割合(18.3%)や横浜市人口の割合(17.0%)と比較して低い水準となっている。

*職業別「被害・トラブル・不満」があった人の傾向



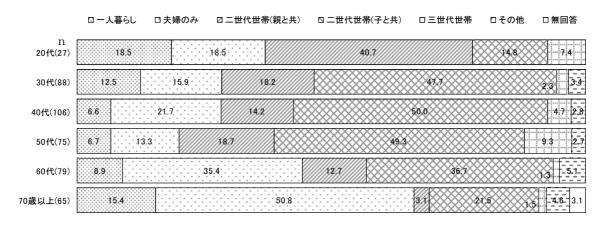
内職はデータ数が 2 と小さいので評価の対象外とすると、割合が高い職業は、「自営業」と「全日勤務」で 20%前後となっている。

*家族構成別「被害・トラブル・不満」があった人の傾向



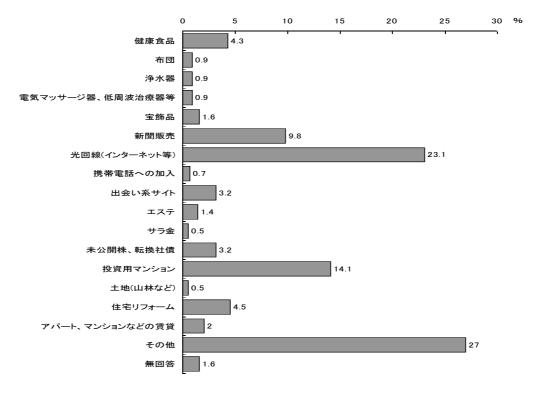
家族構成別の「被害・トラブル・不満」があった人の割合については、特に大きな差は見られない。

*「被害・トラブル・不満」があった人の傾向(年代別、家族構成の比較)



「70 歳以上」は、「一人暮らし」が 15.4%、「夫婦のみ」が 50.8%と、他の年代と比較して高い割合となっている。

【問2】その被害・トラブルや不満はどのような商品・サービスについてでしたか。



被害やトラブル、不満のあった商品・サービスの品目は、多い順に「その他」「光回線(インターネット)」「投資用マンション」「新聞販売」となっている。

「その他」は27%を占めているが、その内訳は、「生命保険」、「墓」、「学習塾教材」等となっており、特に割合の高い品目は見られない。(内訳の詳細表は次ページ)

なお、平成 22 年度の横浜市消費生活総合センターに寄せられた相談の上位 3 品目は、「デジタルコンテンツ」(上記「光回線」、「出会い系」などに対応)、「不動産賃貸借」(上記「アパート、マンションなどの賃貸」などに対応)、「フリーローン・サラ金」(上記「サラ金」などに対応)となっている。

*男女別、年代別 品目の傾向

	回答者数総計	健康食品	布団	浄水器	低周波治療器等電気マッサージ器、	宝飾品	新聞販売	光回線 (インター	への加入 携帯電話	サイト	エステ	サラ金	転換社債 未公開株、	マンション	土地(山林など)	住宅リフォーム	アパート、マンショ	その他	無回答
全体	441 100. 0%		4 0. 9%	4 0. 9%	4 0. 9%	7 1. 6%	43 9. 8%	102	3 0. 7 %	14 3, 2%	6 1. 4 %	2 0. 5%	14	62 14. 1 %	2 0. 5%	20 4. 5 %	9	119	7
	100.0%	4. 3%	0.9%	0.9%	0.9%	1.0%	9.8%	23. 1%	U. 1%	3. Z%	1.4%	0. 5%	3. 2%	14. 1%	0. 5%	4. 5%	2. 0%	27. 0%	1.6%
	187	4	2	1	0	2	13	35	1	10	0	2	7	47	1	10	2	47	3
男性	100.0%	2. 1%	1.1%	0.5%	0.0%	1.1%	7. 0%	18. 7%	0.5%	5. 3%	0.0%	1. 1%	3. 7%	25. 1%	0.5%	5. 3%	1. 1%	25. 1%	1.6%
女性	253	15	2	3	4	5	30	67	2	4	6	0	7	15	1	10	7	71	4
久江	100.0%	5. 9%	0.8%	1. 2%	1.6%	2. 0%	11. 9%	26. 5%	0.8%	1.6%	2. 4%	0.0%	2. 8%	5. 9%	0.4%	4. 0%	2. 8%	28. 1%	1.6%
無回答	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0. 0%	100.0%	0.0%
	27	1	0	1	0	1	2	3	0	4	1	0	0	1	0	0	1	12	0
20~29歳	100.0%	3. 7%	0.0%	3. 7%	0. 0%	3. 7%	7. 4%	11. 1%	0.0%	14. 8%	3. 7%	0. 0%	0. 0%	3. 7%	0. 0%	0. 0%	3. 7%		0.0%
0.0 0.045	88	3	1	0	0	1	10	24	0	5	2	0	0	10	0	2	2	27	1
30~39歳	100.0%	3. 4%	1.1%	0.0%	0.0%	1.1%	11. 4%	27. 3%	0.0%	5. 7%	2. 3%	0.0%	0.0%	11.4%	0.0%	2. 3%	2. 3%	30. 7%	1.1%
40~49歳	106	4	1	0	0	1	10	28	1	3	1	0	0	23	0	6	2	24	2
40 -45 MX	100.0%	3. 8%	0.9%	0.0%	0.0%	0. 9%	9.4%	26. 4%	0.9%	2. 8%	0. 9%	0.0%	0.0%	21. 7%	0.0%	5. 7%	1. 9%	22. 6%	1. 9%
50~59歳	75		0	0	0	0	6	19	0	1	1	0	3	14	0	2	3	20	2
	100.0%	5. 3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	8.0%	25. 3%	0.0%	1. 3%	1. 3%	0.0%	4. 0%	18. 7%	0.0%	2. 7%	4. 0%	26. 7%	2. 7%
60~69歳	79		2	0	0	3	6	20	0	1	1	2	5	9	1	5	0	21	0
	100.0%	3. 8%	2. 5%	0.0%	0.0%	3. 8%	7. 6%	25. 3%	0.0%	1. 3%	1. 3%	2. 5%	6. 3%	11. 4%	1. 3%	6. 3%	0. 0%	26. 6%	0.0%
70歳以上	65	6 00/	0	3	4	1	9	8	2	0	0	0	6	5	1	5	1	14	2
	100.0%	6. 2%	0.0%	4. 6%	6. 2%	1. 5%	13. 8%	12. 3%	3. 1%	0.0%	0.0%	0. 0%	9. 2%	7. 7%	1.5%	7. 7%	1. 5%	21. 5%	3. 1%
無回答	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0. 0%	0. 0%	0. 0%	0. 0%	0. 0%	0. 0 %	0 0. 0%	0. 0%	0. 0%	0. 0%	0. 0%	0. 0%	0. 0%	100.0%	0. 0%

「その他」を除いた男女別で、「光回線」は女性が 26.5%と最も割合が高いのに対し、男性は 18.7% で二番目に高い割合となっている。「投資用マンション」は男性が 25.1%と最も高いのに対し、女性は 5.9%となっている。

「その他」を除いた年代別では、「20 代」と「70 歳以上」以外の年代で「光回線」が最も高く、「30 代」27.3%、「40 代」26.4%、「50 代」25.3%、「60 代」25.3%の順となっている。「70 歳以上」で最も高い品目は「新聞販売」の 13.8%となっている。

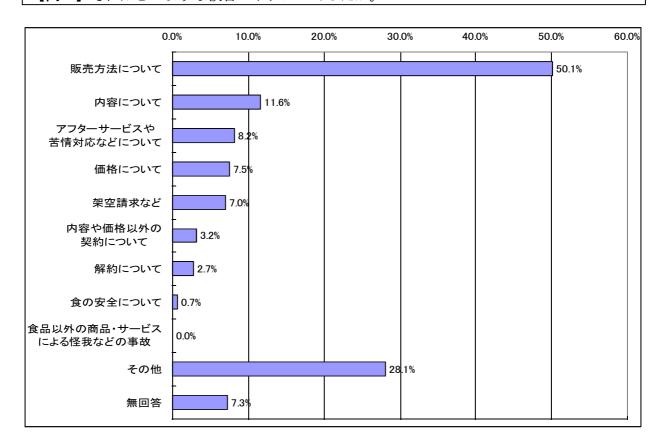
* その他 119 件の内訳

品目	回答者数	
生命保険	7	1.6%
墓	5	1.1%
学習教材	5	1.1%
その他金融関連サービス	4	0.9%
テレビ放送サービス	4	0.9%
化粧品	4	0.9%
鮮魚	3	0.7%
集合住宅	3	0.7%
株	3	0.7%
金融関連サービスその他	3	0.7%
固定電話サービス	3	0.7%
冠婚葬祭互助会	3	0.7%
めん類	2	0.5%
洗濯物干し用品	2	0.5%
着物類	2	0.5%

品目	回答者数	
婦人洋服	2	0.5%
四輪自動車	2	0.5%
建物一般	2	0.5%
給湯システム	2	0.5%
ソーラーシステム	2	0.5%
貴金属	2	0.5%
自動車保険	2	0.5%
他の融資サービス	2	0.5%
オンラインゲーム	2	0.5%
家庭教師	2	0.5%
内容不明	10	2.3%
件数1件の品目	36	8.2%

その他合計	119	27.0%
問2 回答者数総計	441	100.0%

【問3】それはどのような被害・トラブルでしたか。



被害や不満の内容で最大のものは、大げさな広告、しつこい勧誘等の「販売方法について」で、50.1%となっている。

次に大きいものは、「その他」の 28.1%となっている。「その他」の内容は、電話等によるしつこい勧誘などの販売方法に関する記載が約7割を占め、全回答に対する割合で 17.7%となっており、先の「販売方法について」と合わせると 67.8%となっている。

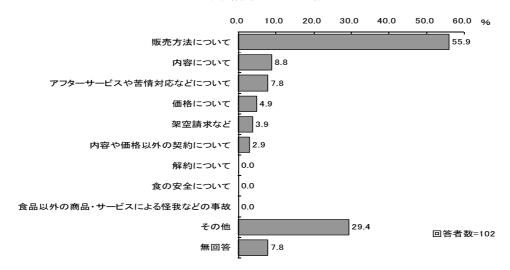
*男女別 内容の傾向

	回答者数総計	内容について	価格について	外の契約につ いて の契約につ	解約について	販売方法につ	たなどについ になどについ アフターサー	架空請求など	食の安全につ	との事故 による怪我な なななな	その他	無回答
全体	441 100. 0%	51 11. 6 %	33 7. 5 %	14 3 . 2 %	12 2. 7 %	221 50 . 1 %	36 8. 2 %	31 7. 0 %	3 0. 7 %	0 0. 0%	124 28 . 1 %	32 7. 3 %
男性	187 100. 0 %		12 6. 4 %	6 3 . 2 %	2. 1%	98 52. 4 %		15 8. 0 %	2 1. 1%	0 0. 0%	42 22 . 5 %	13 7. 0 %
女性	253 100. 0 %	25 9. 9 %	20 7. 9 %	8 3. 2 %	8 3. 2 %	123 48. 6 %		16 6 . 3 %	0. 4 %	0 0. 0%	82 32. 4 %	19 7. 5 %
無回答	1 100. 0%	1 100. 0%	1 100. 0%	0 0. 0 %	0 0. 0 %	0 0.0 %	0 0. 0 %	0 0. 0 %	0 0. 0%	0 0. 0%	0 0. 0 %	0 0. 0%

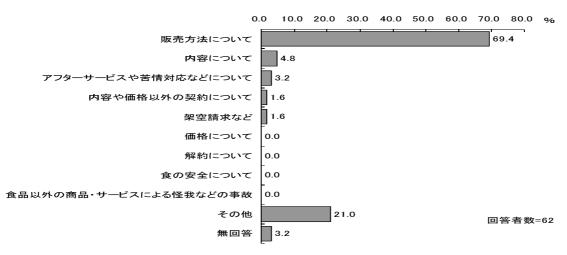
「販売方法について」は男性の方が割合が高くなっているが、「その他」に含まれる販売方法に関する記載を合わせると、男性 67.9%、女性 68.0%と、ほぼ同じ割合になる。他では「内容について」が男性 (13.4%) が女性 (9.9%) よりも 3.5 ポイント高くなっている。

*上位3品目における内容の傾向

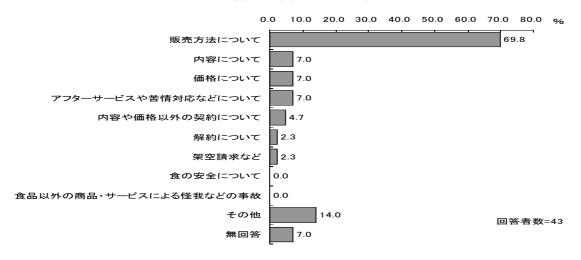
光回線被害・トラブルと内容



投資用マンション被害・トラブルと内容

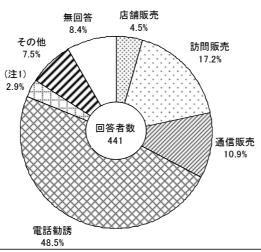


新聞販売被害・トラブルと内容



上位3品目ともに、「販売方法について」が最も高い割合となっている。

【問4】どのような形で被害・トラブルにあいましたか。



|(注1)無店舗(1.6%), マルチ商法(1.1%), ネガティブオプション(0.2%)の合算(2.9%)

「電話勧誘」が 48.5%とほぼ半数を占め、次いで、「訪問販売」17.2%、「通信販売」10.9%となっている。一方、「その他無店舗販売」、「マルチ商法」、「ネガティブオプション」による被害・トラブルはそれぞれ 1.6%、1.1%、0.2%と低い割合となっている。

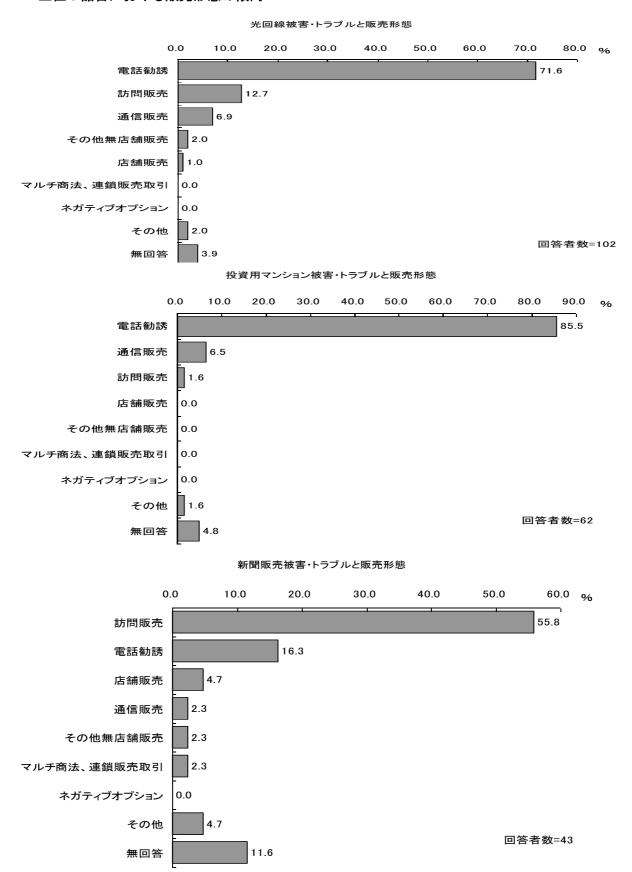
*男女別、年代別 悪質商法の傾向

	回答者数総計	店舗販売	訪問販売	通信 販売	電話勧誘	その他無店舗	連鎖販売取引	ネガティン オンョン オ	そ の 他	無 回 答
全体	441 100. 0%	20 4 . 5 %	76 17 . 2 %	48 10. 9%	214 48 . 5 %	7 1. 6 %	5 1. 1%	0. 2%	33 7 . 5 %	37 8. 4 %
男性	187 100. 0%	4. 3%	22 11. 8%	21 11. 2 %	105 56 . 1%	4 2. 1%	0. 5%	0 0. 0%	12 6. 4 %	7. 5%
女性	253 100. 0 %		54 21 . 3 %	27 10 . 7 %	109 43 . 1 %	3 1. 2 %		0. 4 %	7. 9 %	23 9 . 1%
無回答	1 100. 0%	0. 0 %	0. 0 %	0. 0 %	0. 0 %	0. 0 %	0. 0 %	0. 0 %	100.0%	0. 0 %
20~29歳	27 100. 0%		5 18. 5%	7 25. 9%	8 29 . 6 %	3. 7%	0. 0%	0 0. 0%	3 11. 1%	_
30~39歳	88 100. 0 %	5 5. 7 %	17 19. 3%	15 17. 0 %	38 43 . 2 %	1 1. 1%	1 1. 1%	1 1. 1%	7 8. 0 %	3 3. 4 %
40~49歳	106 100. 0 %	6 5 . 7 %	15 14 . 2 %	11 10. 4%	59 55 . 7 %	2 1. 9 %	0. 9%	0 0. 0%	6 5 . 7 %	6 5 . 7 %
50~59歳	75 100. 0%		12 16. 0 %	7 9. 3%	41 54 . 7 %	0 0. 0 %	0. 0 %	0. 0 %	6 8. 0 %	8 10. 7 %
60~69歳	79 100. 0 %	2 2 . 5 %	13 16. 5 %	7 8. 9 %	40 50 . 6 %	1 1. 3%	0 0. 0%	0 0. 0 %	8 10 . 1%	8 10. 1%
70歳以上	65 100. 0 %	3 4 . 6 %	14 21 . 5%	1 1. 5%	28 43 . 1 %	2 3 . 1%	· ·	0 0. 0 %	2 3 . 1%	12 18 . 5 %
無回答	1 100. 0%	0 0. 0 %	0 0. 0 %	0 0. 0%	0 0. 0 %	0 0. 0 %	0 0. 0%	0 0. 0 %	1 100. 0%	0 0. 0%

男女別で見ると、「電話勧誘」は、男性が56.1%で、女性43.1%と比べ高くなっている。

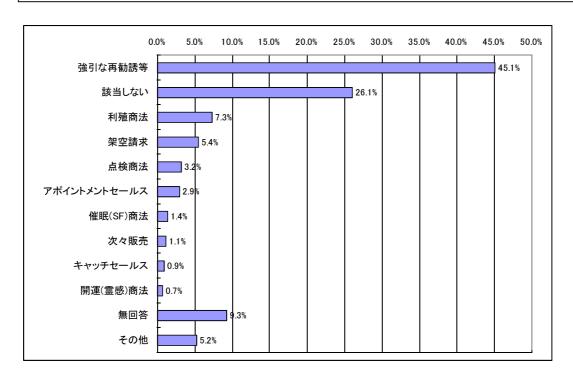
年代別で見ると、「電話勧誘」は、「40代」が55.7%、「50代」が54.7%と続き、「20代」が29.6% と低くなっている。「訪問販売」は、「70歳以上」が21.5%と最も高く、「40代」が14.2%と最も低い。「通信販売」は、「20代」が25.9%と最も高く、年代が上がるにつれて割合が低くなっている。

*上位3品目における販売形態の傾向



「電話勧誘」が「投資用マンション」で 85.5%、「光回線」で 71.6%と、全品目の 48.5%と比べ高い割合となっている。これに対し「新聞販売」は「訪問販売」が 55.8%で、全品目の 17.2%と比べ高い割合となっている。

【問5】被害・トラブルは、次のような悪質商法の事例のうち、どれに該当しますか。



「強引な再勧誘等」が 45.1% となっている。次に続くものは「該当しない」 26.1%、無回答 9.3% となっている。

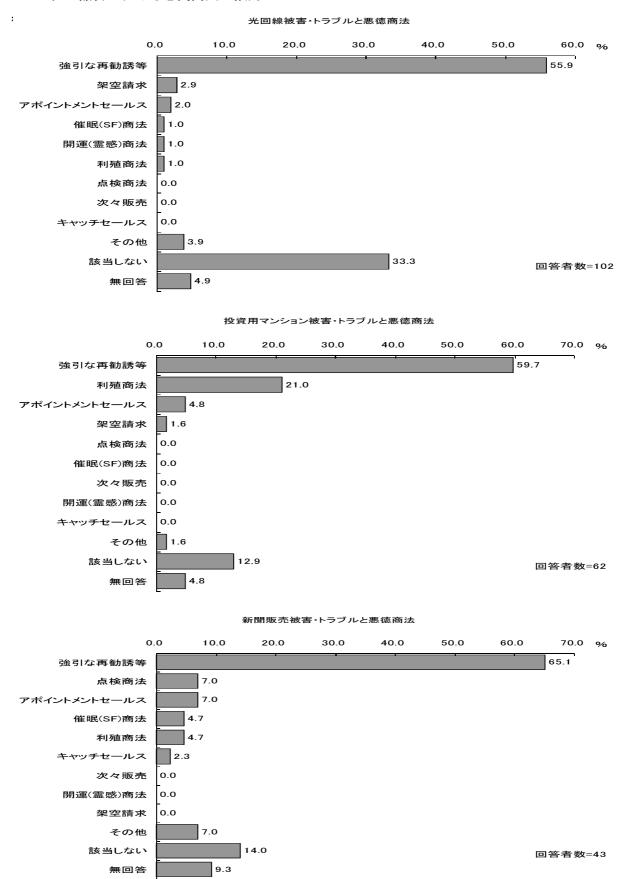
*男女別、年代別 悪質商法の傾向

	回答者数総計	点検商法	催眠(SF)	次々販売	開運(霊感)	利殖商法	ントセールス	キャッチセー	架空請求	強引な再勧誘	そ の 他	該当しない	無回答
全体	441 100. 0%	14 3 . 2 %	6 1. 4 %	5 1. 1%	3 0 . 7%	32 7. 3 %	13 2. 9 %	0. 9%	24 5. 4 %	199 45 . 1 %	23 5. 2 %	115 26 . 1 %	9. 3%
男性	187 100. 0 %	5 2 . 7 %	0 0. 0%	0 0. 0%	2 1.1%	24 12. 8%	6 3. 2%	2 1. 1%	10 5. 3 %	88 47 . 1%	8 4 . 3 %	42 22 . 5 %	14 7. 5%
女性	253 100. 0%	9 3. 6 %	6 2. 4 %	5 2. 0%	0. 4 %	7 2. 8%	7 2. 8%	0. 8 %	14 5 . 5 %	111 43 . 9%	14 5. 5%	73 28. 9 %	27 10. 7 %
無回答	1 100. 0%	0. 0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0. 0%	0. 0%	0.0%	100.0%	0. 0%	0. 0%
20~29歳	27 100. 0%	0 0. 0%	0 0. 0%	0 0. 0%	0 0. 0%	3. 7 %	3. 7 %	3. 7%	3 11. 1%	10 37. 0 %	7. 4 %	9 33 . 3 %	1 3. 7%
30~39歳	88 100. 0%	2 2. 3%	0 0. 0%	2 2 . 3 %	1 1. 1%	3 3. 4 %	3. 4 %	1 1. 1%	10 11. 4 %	43 48 . 9 %	3. 4 %	26 29 . 5 %	3 3. 4 %
40~49歳	106 100. 0%	5 4. 7 %	0. 9%	2 1. 9 %	0. 9%	7 6. 6%	1. 9 %	0. 9%	2. 8 %	53 50. 0 %	5 4. 7 %	30 28. 3 %	3. 8%
50~59歳	75 100. 0%	1. 3%	0. 0 %	1 1. 3%	1 1. 3%	9. 3%	1. 3%	0. 0%	8. 0 %	36 48. 0 %	5. 3%	25. 3%	8 10. 7%
60~69歳	79 100. 0%	3 3. 8%	2 2 . 5 %	0. 0 %	0. 0 %	7 8. 9%	5. 1%	0. 0 %	1 1. 3%	34 43 . 0 %	6. 3 %	20 25. 3 %	9 11. 4 %
70歳以上	65 100. 0%	3 4. 6 %	3 4. 6 %	0 0. 0%	0 0. 0 %	6 9. 2 %	2 3. 1%	1 1. 5%	1 1. 5%	23 35 . 4 %	4. 6 %	11 16. 9 %	16 24. 6 %
無回答	1 100. 0%	0 0. 0 %	0 0. 0 %	0 0. 0%	0 0. 0 %	1 100. 0%	0. 0 %	0 0. 0%	0. 0 %	0 0. 0%	1 100. 0%	0 0. 0%	0 0. 0 %

男女別では、「利殖商法」が、男性 12.8%で、女性の 2.8%より 10 ポイント高くなっている。その他はあまり差は見られない。

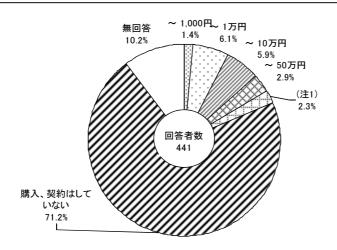
年代別では、「強引な再勧誘等」は、「40代」が 50.0% と最も高く、「70 歳以上」が 35.4% と最も 低くなっている。

*上位3品目における悪質商法の傾向



3品目ともに「強引な再勧誘等」が 60%前後で、全品目の約 45%と比較しても大きな割合となっている。「投資用マンション」は「利殖商法」に該当すると回答した人が 21.0%の割合となっている。

【問6】被害・トラブルになった商品、サービスについて、購入、契約した金額はどのくらいですか。



(注1)~100万円(1.1%), ~500万円(0.9%), ~1億円(0.2%), 1億円を超える金額(0.0%)の合算(2.3%)

「購入、契約はしていない」が 71.2%、次いで「1 万円までの契約」が 6.1%、「1 0 万円までの契約」が 5.9%で、「1 億円を超える契約」は0 件であった。

契約をした人の合計は82人で、全回答数の3.1%となっている。「被害やトラブルにあったり不満を感じたことのある人」のうち、契約にまで至った人が「被害にあった人」と仮定すれば、「被害にあった人」の割合は3.1%ということができる。

今回の調査は単年度ではなく「ここ $1\sim2$ 年の間に」という質問をしたので、単純には比較ができないが、内閣府の平成 19 年度国民生活選好度調査では、平成 18 年中の消費者被害を受けた人の割合が 2.6% となっている。

*年代別「被害にあった人」の傾向

	回答者数総計 (未成年·無回答含まず)	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上
今回調査「被害・トラブル・不満あり」	440	27	88	106	75	79	65
回答者比率	100.0%	6.1%	20.0%	24.1%	17.0%	18.0%	14.8%
今回調査「契約した人」	81	6	17	18	18	12	10
回答者比率	100.0%	7.4%	21.0%	22.2%	22.2%	14.8%	12.3%
横浜市相談	19, 921	2, 494	4, 172	3, 940	2, 648	3, 022	3, 645
1英/六中1日欧	100.0%	12.5%	20.9%	19.8%	13.3%	15.2%	18.3%
横浜市人口	3, 041, 428	425, 482	589, 857	583, 931	435, 532	490, 569	516, 057
快/八日	100.0%	14.0%	19.4%	19.2%	14.3%	16.1%	17.0%
内閣府調査	98.8%	16.8%	21.1%	16.8%	16.8%	16.8%	10.5%

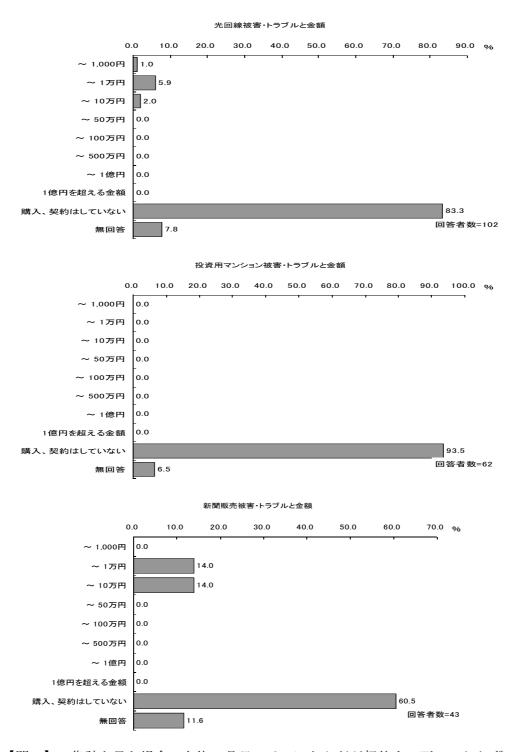
- ※ 「横浜市相談」は、平成22年度の横浜市消費生活総合センターに寄せられた相談件数により算出※ 横浜市人口は平成23年3月31日時点の住民基本台帳に記載された人口と外国人登録人口の合計に基づいて算出
- ※ 横浜市人口は平成23年3月31日時点の住民基本台帳に記載された人口と外国人登録人口の合計に基づいて算出※ 「内閣府調査」は、内閣府による平成19年度国民生活選好度調査結果の「被害にあった」と回答した人の割合
- を引用。 ※ 「%」の算出にあたっては、今回調査の「無回答」、横浜市相談の「未成年」、「無回答」、横浜市人口の 「未成年」を除外して算出している

年代別に見ると、今回調査の「契約した人」の中で「40 代」「50 代」の割合がそれぞれ 22.2% と 最も高い。横浜市消費生活総合センター相談データの割合(「40 代」19.8%、「50 代」13.3%)や、

横浜市人口の割合 (「40 代」19.2%、「50 代」14.3%)、内閣府調査 (「40 代」16.8%、「50 代」16.8%) と比較しても高くなっている。

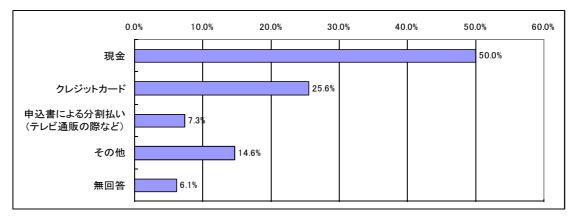
「60代」(14.8%)、「70歳以上」(12.3%) については、横浜市消費生活総合センター相談データの割合(「60代」(15.2%)、「70歳以上」18.3%) や横浜市人口の割合(「60代」(16.1%)、「70歳以上」17.0%) と比べ低い水準となっている。内閣府調査(「60代」16.8%、「70歳以上」10.5%)と比較すると、「60代」は低くなっているが、「70歳以上」は1.8ポイント高くなっている。

*上位3品目における契約金額の傾向



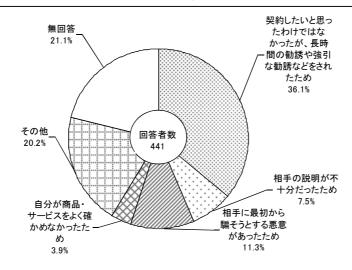
【問6】の集計を見た場合、上位3品目では、ほとんどが契約まで至っておらず、「投資用マンション」について、契約した人(≒被害にあった人)はいない。

【問7】その被害、トラブルにあったときの、代金支払い方法についてお答えください。



支払いは「現金」が 50.0%で半数となっており、次いで「クレジットカード」が 25.6%となっている。男性は「クレジットカード」による支払が 41.4%と、女性の 17.3%と比較して 24.1 ポイントも高い。なお「その他」の回答 14 件の内、銀行等の振込が 12 件あり、その中の 11 件が女性となっている。

【問8】その被害・トラブルが起こった原因はどこにあったと思いますか。

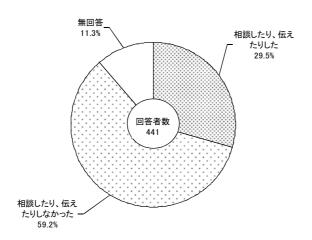


「契約したいと思ったわけではなかったが、長時間の勧誘や強引な勧誘などをされたため(以下、長時間・強引な勧誘)」が 36.1%、次いで無回答が 21.1%、「その他」が 20.2%となっている。

年代別では、「長時間・強引な勧誘」が原因と考える人が、「20 代」で 48.1%と最も高く、最も低い「70 歳以上」の 29.2%と 18.9 ポイントもの差がある。

「その他」の中を見ると「長時間・強引な勧誘」に該当する記載が 30.3%となっており、これを 再配分すると、「長時間・強引な勧誘」は 42.2% と読み変えることが出来る。

【問9】その際にどこかへ(誰かへ)相談したり、伝えたりしましたか。



「被害・トラブル・不満」があって「相談したり、伝えたりした」人は全体のうち 29.5%となっている。

これを【問 6 】において分析した「契約した人(≒被害にあった人)」82 人中、「相談したり、伝えたりした」人が37.8%、「相談していない人」が57.3%となっている。参考までに、内閣府の平成19 年度国民生活選好度調査では、平成18 年度1年間のうちに消費者被害にあった人で「どこにも相談しなかった」と回答した人は32.1%となっている。

*男女別、年代別 「相談したか」についての傾向

	回答者数総計	たた	しなかった	無 回 答
全体	441	130	261	50
	100. 0%	29 . 5 %	59 . 2 %	11.3%
男性	187	39	129	19
	100. 0 %	20 . 9 %	69. 0 %	10. 2 %
女性	253	90	132	31
	100. 0 %	35. 6 %	52. 2 %	12. 3 %
無回答	1 100. 0%	100.0%	0.0%	0.0%
20~29歳	27 100. 0%	13 48 . 1 %	13 48 . 1 %	3. 7%
30~39歳	88	28	55	5
	100. 0 %	31. 8 %	62. 5 %	5 . 7 %
40~49歳	106 100. 0 %	32 30 . 2 %	69 65 . 1 %	4. 7 %
50~59歳	75	20	46	9
	1 00. 0 %	26 . 7 %	61. 3%	12. 0 %
60~69歳	79	18	49	12
	100. 0%	22. 8 %	62 . 0 %	15. 2 %
70歳以上	65	18	29	18
	100. 0%	27 . 7 %	44. 6 %	27. 7 %
無回答	1 100. 0%	100.0%	0. 0 %	0. 0 %

男女別で見ると、「相談した」の割合が、男性 20.9%に対し、女性 35.6%と、14.7 ポイントの差がある。

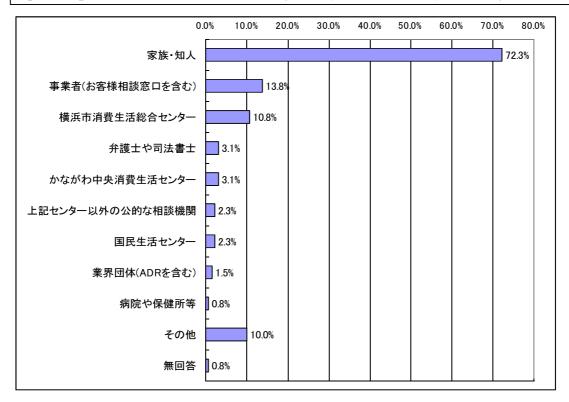
年代別の「相談した」の割合は、「20代」が 48.1%と最も高く、続いて「30代」31.8%となって おり、「70歳以上」は 27.7%、「60代」が最も低く 22.8%となっている。

*上位3品目別「相談したか」についての傾向

	□ 相談したり、伝えたりした	□ 相談したり、伝えたりしなかった	□無回答
n			
光回線(インターネット等)(102)	30.4	.60:8	8.8
投資用マンション(62)	19,4	72.6	8.1
新聞販売(43)	32.6	55.8	11.6

「光回線」、「新聞販売」は「相談した」割合が3割を超えているのに対し、「投資用マンション」は19.4%となっている。「投資用マンション」と回答している人は、【問6】の集計の結果、契約までしている人はおらず、契約には至らないまでも、しつこい勧誘などで不満に思った多くの人が、どこにも相談していない実態があると推測される。

【問10】どこに相談などをしましたか。また、相談した結果、問題は解決しましたか。



相談する先は「家族・知人」が 72.3%で、次いで「事業者」が 13.8%、「横浜市消費生活総合センター」が 10.8%となっている。

*男女別、年代別 「相談先」についての傾向

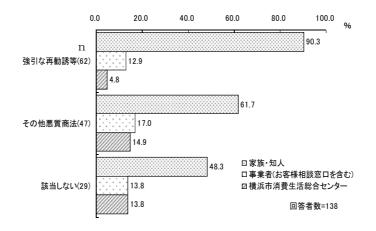
	回答者数総計	総合センター横浜市消費生活	費生活センターかながわ中央消	国民生活セン	株関外の公的な相談 上記センター以	(ADRを含む)	を申し出た 1 お客様 事業者 (お客様	病院や保健所等	弁護士や司法書	家族・知人	そ の 他	無回答
全体	130 100. 0 %	14 10. 8%	4 3. 1%	3 2 . 3 %	3 2 . 3 %	2 1. 5 %	18 13. 8 %	0. 8%	4 3. 1%	94 72. 3%	13 10. 0 %	0. 8%
男性	39 100. 0 %	7 17. 9%	2 5 . 1%	3 7. 7 %	0 0. 0%	5. 1 %	7 17. 9%	2. 6 %	2. 6 %	22 56. 4 %	3 7. 7 %	0 0. 0 %
女性	90 100. 0 %	7 7. 8%	2 2 . 2 %	0 0. 0 %	3 3. 3 %	0 0. 0%	11 12. 2%	0 0. 0%	3 3. 3 %	71 78 . 9%	9 10. 0%	1 1. 1%
無回答	1 100. 0%	0 0. 0 %	0 0. 0 %	0 0 . 0 %	0 0. 0 %	0 0. 0%	0 0. 0%	0 0. 0 %	0. 0 %	1 100. 0%	1 100. 0%	0 0. 0%
20~29歳	13 100. 0 %	1 7. 7%	1 7. 7%	0. 0 %	7. 7%	0 0. 0 %	2 15. 4 %	0 0 . 0 %	0 0. 0%	9 69 . 2 %	3 23 . 1%	0 0. 0 %
30~39歳	28 100. 0 %	4 14. 3%	1 3. 6%	2 7 . 1%	3. 6%	7. 1 %	4 14. 3%	0 0. 0 %	7. 1 %	19 67 . 9 %	3. 6%	1 3. 6%
40~49歳	32 100. 0%	1 3. 1%	0 0. 0 %	0 0. 0%	3. 1%	0.0%	6. 3 %	3. 1%	3. 1%	28 87 . 5 %	6. 3 %	0 0. 0%
50~59歳	20 100. 0%	10.0%	0.0%	0. 0%	0. 0%	0. 0%	20.0%	0.0%	0.0%	13 65. 0%	3 15. 0%	0.0%
60~69歳	18 100. 0%	3 16. 7%	1 5. 6%	5. 6%	0.0%	0.0%	11. 1%	0.0%	5. 6%	12 66. 7%	11. 1%	0.0%
== (B.o. 1	18	3	1	0.0%	0.0%	0	4	0.0%	0.0%	12	1	0.0%
70歳以上	100.0%	16. 7%	5. 6%	0.0%	0. 0%	0. 0%	22. 2%	0. 0%	0.0%	66. 7%	5. 6%	0. 0%
無回答	1 100. 0%	0 0. 0%	0 0. 0 %	0 0. 0%	0 0. 0%	0. 0%	0 0. 0%	0 0. 0%	0.0%	1 100.0%	1 100. 0%	0 0. 0%

男女別では、「家族・知人」が男性56.4%に対し女性は78.9%と20ポイント以上も高い。

「横浜市消費生活総合センター」では、男性が 17.9%に対して女性が 7.8%と 10.1 ポイント低い。年代別を見ると、「40 代」では「家族・知人」が 87.5%と大半を占め、公的機関の利用は「横浜市消費生活総合センター」3.1%、「かながわ中央消費生活センター」0%、「国民生活センター」0%、「その他公的機関」3.1%と合計して 6.2%であるのに対し、他の年代では「横浜消費生活総合センター」が「20 代」7.7%(公的相談機関計 23.1%)、「30 代」14.3%(公的機関合計 28.6%)、「50 代」10.0%(公的機関合計 10.0%)「60 代」16.7%(公的機関合計 27.8%)、「70 歳以上」16.7%(公的機関合計 22.2%)となっている。

特に「横浜市消費生活総合センター」は、「60代」と「70歳以上」が他の年代より高い割合となっている。

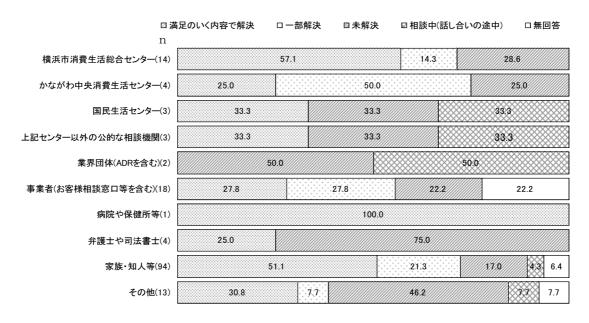
*上位相談先 悪質商法別の比較



「強引な再勧誘等」は、「家族・知人」に相談した割合が9割以上を占めている。

「横浜市消費生活総合センター」に相談された悪質商法は、「強引な再勧誘」が 4.8%と低く、「その他の悪質商法」が 14.9%という割合になっている。

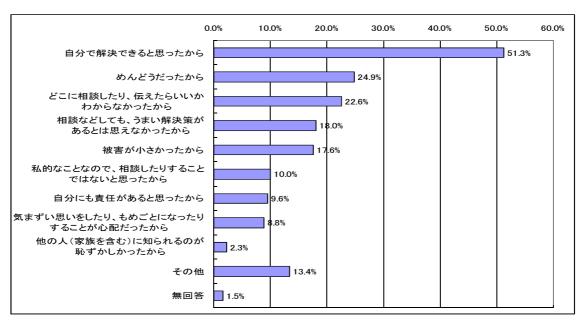
*相談した結果、問題が解決したか



問題の解決に関する質問の回答数は少ないが、参考情報として掲載した。

横浜市消費生活総合センターについての回答は、「満足のいく内容の解決」が6割弱、「未解決」 が3割弱となっている。

【問11】どこにも相談などをしなかったのは、なぜですか。



主な理由は「自分で解決できる」の **51.3**%、次いで「めんどうだったから」の **24.9**%、「どこに 相談したり、伝えたらいいかわからなかったから」の **22.6**%の順となっている。

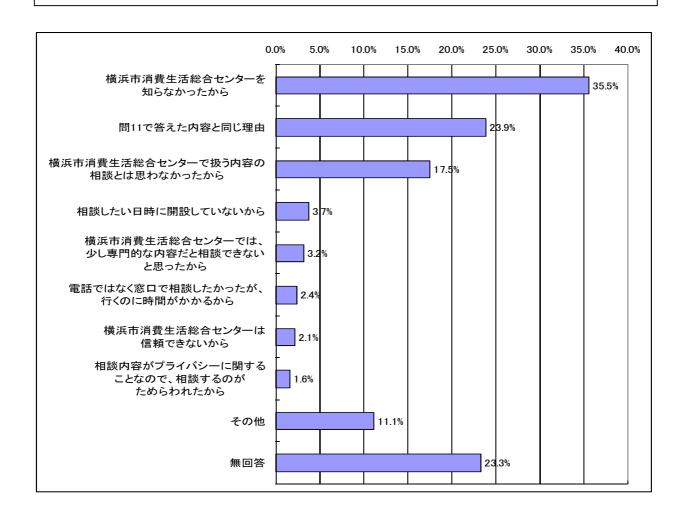
*男女別、年代別 「相談しなかった理由」についての傾向

	回答者数総計	自分で解決できると思っ	たらいいかわからなかったらいいかわからなかったが	ことが心配だったからもめごとになったりする気まずい思いをしたり、	被害が小さかったから	解決策があるとは思えな相談などしても、うまい	思ったから	めんどうだったから	と思ったからしたりすることではない私的なことなので、相談	知られるのが恥ずかし他の人(家族を含む)に	その他	無回答
全体	261 100. 0 %	134 51.3 %	59 22. 6 %	23 8.8 %	46 17. 6%	47 18. 0%	9. 6 %		26 10. 0%	6 2 . 3 %	35 13. 4%	1. 5%
男性	129 100. 0 %	71 55. 0 %	30 23 . 3 %	11 8 . 5 %	21 16. 3 %	25 19. 4 %	8 6. 2 %		13 10 . 1 %	2 1. 6 %	17 13. 2 %	3 2 . 3 %
女性	132 100. 0 %	63 47. 7 %	29 22. 0 %	12 9. 1 %	25 18. 9 %	22 16. 7 %	17 12 . 9 %		13 9. 8 %	4 3. 0%	18 13. 6 %	0. 8%
無回答	0 100. 0%	0 0.0%	0 0. 0%	0 0. 0%	0 0.0 %	0 0.0 %	0. 0%	0 0. 0%	0 0. 0 %	0 0. 0%	0 0. 0%	0 0. 0%
	T	1				1				Т		
20~29歳	13 100. 0 %	6 46 . 2 %	4 30. 8%	1 7. 7%	3 23 . 1 %	3 23 . 1%	3 23 . 1 %		2 15. 4 %	2 15. 4 %	7. 7 %	0. 0%
30~39歳	55 100. 0%	24 43. 6 %	14 25 . 5%	6 10. 9%	10 18. 2%	9 16. 4%	5. 5%	18 32. 7 %	9. 1 %	2 3. 6 %	6 10. 9%	1. 8%
40~49歳	69	36	15	5	17	10	6	20	5	0	12	1
	100.0%	52. 2%	21. 7%	7. 2%	24. 6%	14. 5%	8. 7%		7. 2%	0.0%	17. 4%	1. 4%
50~59歳	46 100. 0%	29 63. 0 %	10 21. 7 %	4 8. 7%	9 19. 6 %	12 26. 1 %	8. 7%	10 21 . 7 %	1 2. 2 %	0. 0 %	10. 9%	2. 2%
60~69歳	49	21	9	5	4	8	6	9	6	1	8	1
	100. 0% 29	42.9 %	18. 4%	10. 2% 2	8. 2% 3	16. 3% 5	12. 2%	18. 4%	12. 2% 7	2. 0%	16. 3%	2. 0%
70歳以上	100.0%	62. 1%	24. 1%	6. 9%	10. 3%	17. 2%	10. 3%	13.8%	24. 1%	3. 4%	10. 3%	0.0%
無回答	0 100. 0%	0 0. 0%	0 0. 0%	0 0. 0%	0 0.0 %	0 0. 0%	0. 0 %	·	0 0. 0%	0 0. 0%	0 0. 0%	0 0. 0%

男女別では、「自分で解決できる」が男性 55.0%と女性の 47.7%より 7.3 ポイント上回っている。 「自分にも責任があると思ったから」に関しては、女性が男性のほぼ倍となっている。

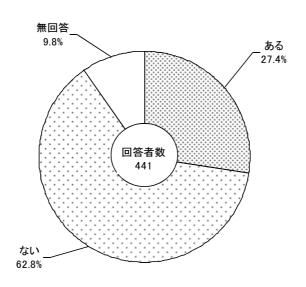
年代別では、「50代」、「70歳以上」で6割以上の人が「自分で解決できる」を選択している。

【問12】相談先として横浜市消費生活総合センターを選ばなかったのはなぜですか。



「横浜市消費生活総合センター」を選ばなかった理由は、「横浜市消費生活総合センターを知らなかった」が 35.5%、次いで「問 1 1 と同じ理由」が 23.9%、「横浜市消費生活総合センターで扱う内容と思わなかった」が 17.5%となっている。

この回答の「横浜市消費生活総合センターを知らなかった」の割合は、被害、トラブル、不満を 感じた人に質問したものであるが、調査対象者全員が回答する【問17】の「聞いたことがない」 (32.1%)に近い水準となっている。 【問13-1】あなたは、 $\underline{cc1} \sim 2$ 年の間に、商品の購入やサービスの利用にあたり、**問2でお答えになったものの他**に、被害・トラブルにあったことや、商品・サービス、勧誘の方法に不満を感じたことはありますか。



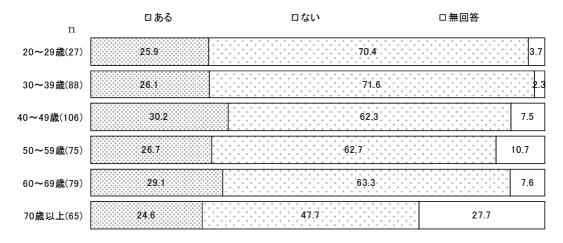
複数の「被害・トラブル・不満」があった人は441人中121人(27.4%)である。

*男女別 複数の「被害・トラブル・不満」があった人の傾向

n	□ある	ロない	□無回答
男性(187)	28.3	64.2	7.5
女性(253)	26.9	61.7	11.5

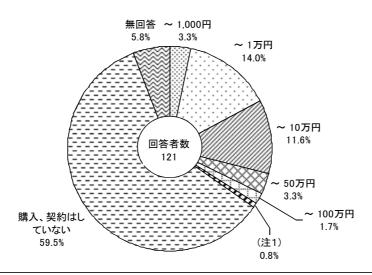
複数の「被害・トラブル・不満」があった人の割合は、男性 28.3%、女性 26.9%とほぼ同じ水準である。

*年代別 複数の「被害・トラブル・不満」があった人の傾向



年代別では、「40代」が30.2%で最も高く、「70歳以上」が24.6%と最も低い。

【問13-2】被害・トラブルになった商品、サービスについて、購入、契約した金額はどのくらいですか。



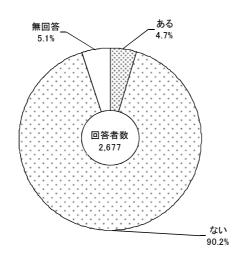
(注1)~500万円(0.8%),~1億円(0.0%),1億円を超える金額(0.0%)の合算(0.8%)

被害額は大きいものでは「500 万円未満」が 1 件で、契約までしている人は 42 人(34.7%)となっており、6 割の人は購入、契約をしていない。

【問6】で最も困った「被害・トラブル・不満」を契約したと回答した82人のうち、本設問でも契約していると回答したのは22人となっている。

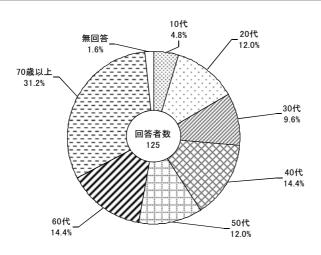
【問6】での分析と同様に、契約まで至った人が被害にあった人と仮定すると、被害を受けた人のうち 26.8%が複数被害を受けていることになる。参考までに、内閣府の平成 19 年度国民生活選好度調査では、消費者被害を受けた人のうち、複数被害を受けた人の割合は 4.6%となっている。

【問14-1】ここ1~2年の間に、ご家族で被害・トラブルにあった人はいますか。



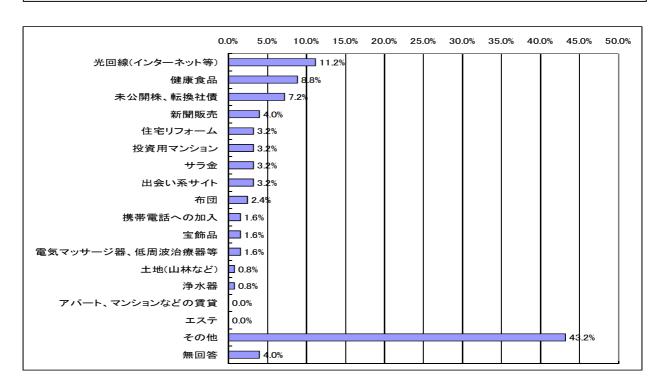
家族で被害・トラブルに遭った人がいるのは125件で、全体の約4.7%である。

【問14-2】被害・トラブルにあった人の年齢はいくつですか。



家族で被害・トラブルにあった人の年代は、「70 歳以上」が 31.2%で最も多く、回答者本人の被害・トラブルについて【問 1 】で「ある」と回答した「70 歳以上」の割合である 14.8%と比較しても高くなっている。「20 代」から「60 代」は 9.6%から 14.4%の間となっており、「10 代」が 4.8%となっている。

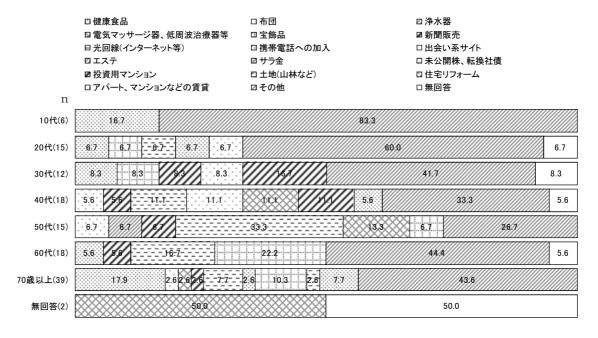
【問14-3】その被害・トラブルや不満はどのような商品・サービスについてでしたか。



被害の商品等の品目の上位は、「光回線」が 11.2%、「健康食品」8.8%、「未公開株等」7.2%となっているが、「その他」が 43.2%と半数近くを占めている。【問2】の場合と同様に回答者がより具体的に回答した結果である。

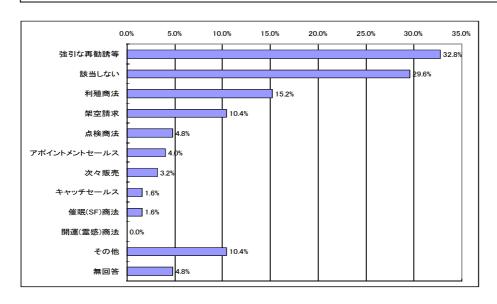
最も多い内容はインターネット等の「運輸・通信サービス」(17.2%)で、次いで「オレオレ詐欺」 等の「他の相談」(15.5%)、「金融保険サービス」(8.6%)が大きいもので、この3分類で4割強となる。

*【問14-2】年代別品目の傾向



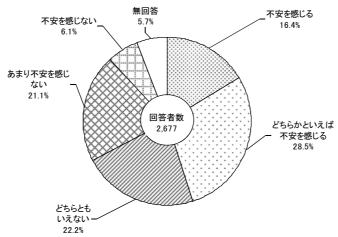
【問 14-2】の回答数が少なく、各年代ごとのサンプルが少ないが、参考情報として掲載した。 「70 代以上」は、「健康食品」の割合が 17.9%で、回答者本人の被害・トラブルについて【問 2】 で回答された割合である 6.2%と比較しても高くなっている。

【問14-4】被害・トラブルは、次のような悪質商法の事例のうち、どれに該当しますか。



「強引な再勧誘等」が 32.8%、次いで「該当しない」が 29.6%となっている。これを回答者本人の回答である【問 5 】と比べて見ると、「強引な再勧誘等」が 45.1%であったものが 32.8%に減少している。「該当しない」は殆ど変っていないが、「利殖商法」が 7.3%から 15.2%、「架空請求」が 5.4%から 10.4%に増えている。

【問15】あなたは、商品を購入したり、サービスを利用するための契約や取引で、不利益を被るかもしれない(何らかの被害にあうかもしれない)という不安を感じますか。



年代別で見ると、「不安を感じる」「どちらかといえば不安を感じる」の合計が、「20代」が50.0%、「30代」が50.6%、「40代」が48.9%、「50代」が48.3%、「60代」が42.1%、「70歳以上」が34.0%と、若い年代の方が不安を抱えている割合が高くなっている。

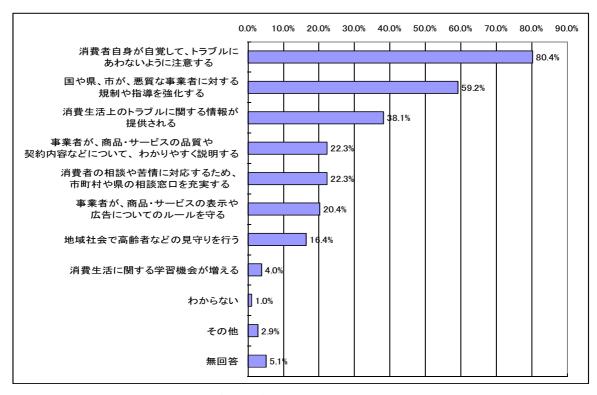
【問1】で「被害・トラブル・不満がある」と回答した人は、「不安を感じる」の割合が 28.3%で、「被害・トラブル・不満がない」人(14.1%)の倍になっている。「余り不安を感じない」「不安を感じない」の割合は、下記の表のとおりとなっており、被害にあったり不満を感じると、今後に不安を抱える傾向があると言える。

【問 6】で契約に至ったと回答した 82 人で見ると、「不安を感じる」の割合は 35.4%、【問 13-1】で「複数の被害・トラブル・不満にあった」人では 42.1% とさらに高くなる。

*「被害・トラブル・不満があったか」回答別 「不安を感じたか」回答の比較

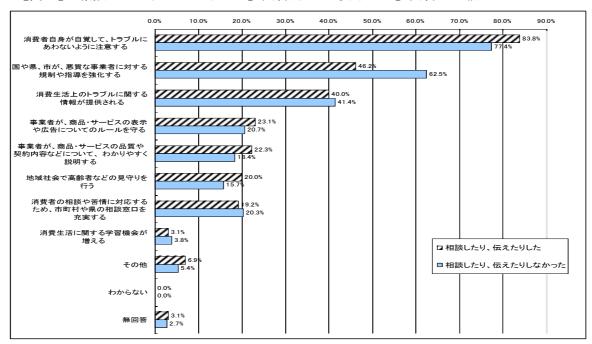
	【問	11]
	被害・トラブル・不満が ある	被害・トラブル・不満がない
不安を感じる	28.3%	14.1%
どちらかといえば不安を感じる	31.5%	28.0%
どちらともいえない	17.7%	23.1%
あまり不安を感じない	11.6%	23.2%
不安を感じない	3.2%	6.7%

【問16】被害・トラブルにあわないためには、何が重要だと思いますか。



8割を超える人が「消費者自身が自覚する」と回答している。

*【問9】「相談したか、していないか」回答別 「重要なこと」回答の比較



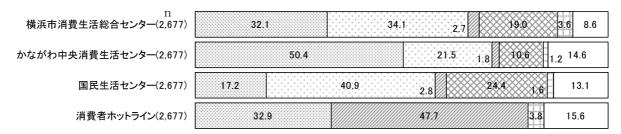
「消費者自身が自覚する」の選択肢について、【問9】で「被害、不満、トラブル」があった際に相談したかとの設問で、「相談しなかった」と回答した人が 77.4%なのに対し、「相談した」は 83.8%と高い割合になっている。また、「国、県、市が悪質事業者の指導を強化する」は、「相談した」が 46.2%だったのに対し、「相談しなかった」が 62.5%と高くなっている。

(2) センターの認知度

【問17】あなたは、次の消費生活相談窓口・機関を知っていますか。また、利用したことはありますか。

□聞いたことがない □名前、場所は知っているが、役割は知らない □場所、役割まで知っている □名前は聞いたことがあるが、場所、役割は知らない □名前、役割は知っているが、場所は知らない

□無回答



3 つのセンターで一番知られているのは国民生活センター(「聞いたことがない」、無回答以外が 69.7%)で、次いで横浜市消費生活総合センター(同 59.4%)、かながわ中央消費生活センター(同 35.0%)となっている。参考までに、平成 22 年度に内閣府により実施された「地方消費者行政に関する特別世論調査」では、「国民生活センターを知っている」と答えた人が 63.9%、「消費生活センターを知っている人」が 81.7%となっている。

センターの役割について知らない人を比較するため、「聞いたことがない」「名前は聞いた事があるが、場所、役割は知らない」「名前、場所は知っているが役割は知らない」を合算すると、国民生活センターが 60.9%、横浜市消費生活総合センターが 68.8%、かながわ中央消費生活センターが 73.7%となる。

逆に「場所、役割まで知っている」人は横浜市消費生活総合センター (3.6%)、国民生活センター (1.6%)、かながわ中央消費生活センター (1.2%) の順となっている。

一方、消費者ホットラインも、「聞いたことがない」「役割を知らない」を合算すると 80.6%になる。

*男女別 横浜市消費生活総合センターの認知度の傾向

□聞いたことがない □名前、場所は知っているが、役割は知らない □場所、役割まで知っている □ 名前は聞いたことがあるが、場所、役割は知らない □ 名前、役割は知っているが、場所は知らない

□無回答

 別性(1,083)
 36.4
 32.4
 28
 17.9
 3.7
 6.8

 女性(1,581)
 29.3
 35.3
 2.5
 19.9
 3.6
 9.4

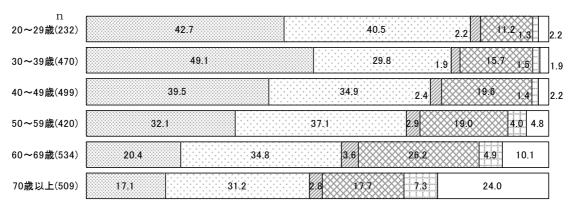
男女別で、横浜市消費生活総合センターを知っている(聞いたことがない、無回答以外)のは、 男性(56.8%)より女性(61.3%)の方が高くなっている。「場所、役割まで知っている」で比較す るとほとんど差は見られない。

*年代別 横浜市消費生活総合センターの認知度の傾向

□ 聞いたことがない □名前、場所は知っているが、役割は知らない □場所、役割まで知っている

□名前は聞いたことがあるが、場所、役割は知らない □名前、役割は知っているが、場所は知らない

口無回答



年代別で見ると、横浜市消費生活総合センターを知っている(「聞いたことがない」、無回答以外) のは、「60代」が69.5%と最も高く、続いて「「50代」63.1%、「70歳以上」58.9%、「40代」58.3%、 「20代」55.2%で、最も低いのが「30代」で48.9%となっている。

「場所、役割まで知っている」で比較すると、「70歳以上」が7.3%で最も高く、「20代」から「40 代」は2%未満と低い割合になっている。

*職業別 横浜市消費生活総合センターの認知度の傾向

□ 聞いたことがない

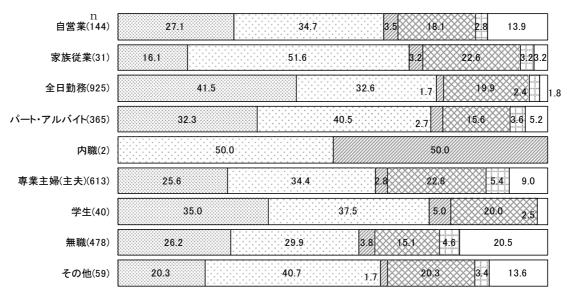
☑名前、場所は知っているが、役割は知らない

□場所、役割まで知っている

□名前は聞いたことがあるが、場所、役割は知らない

□名前、役割は知っているが、場所は知らない

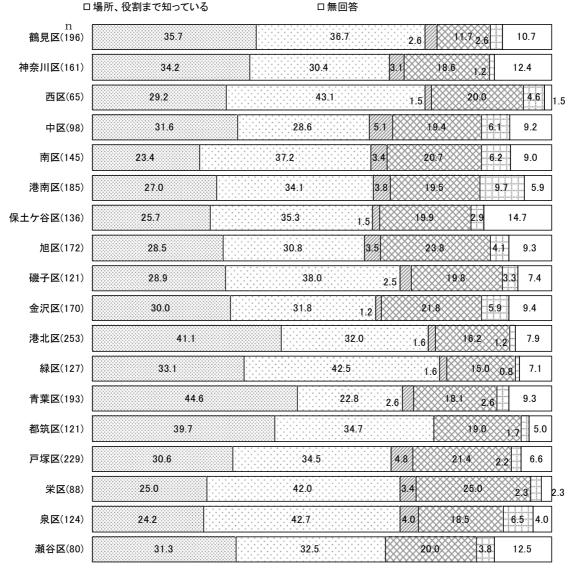
□無回答



回答数の少ない内職を除いた職業別で比較すると、横浜市消費生活総合センターを知っている(聞 いたことがない、無回答以外)のは、「家族従業」が80.6%と最も高く、次いで「その他」66.1%、 「専業主婦(主夫)」65.4%となっている。最も低いのは「無職」の53.3%で、次いで低いのが「全 日勤務」の56.6%となっている。

*居住区別 横浜市消費生活総合センターの認知度の傾向

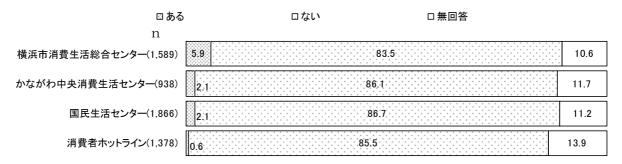
- □ 聞いたことがない ☑名前、場所は知っているが、役割は知らない
- □名前は聞いたことがあるが、場所、役割は知らない ☑名前、役割は知っているが、場所は知らない
- □無回答



居住区別で見ると、横浜市消費生活総合センターを知っている(「聞いたことがない」、無回答以外) の割合が高い順から「栄区」72.7%、「泉区」71.8%、「西区」69.2%となっており、低いのは「青葉 区」46.1%、「港北区」51.0%、「神奈川区」53.4%となっている。

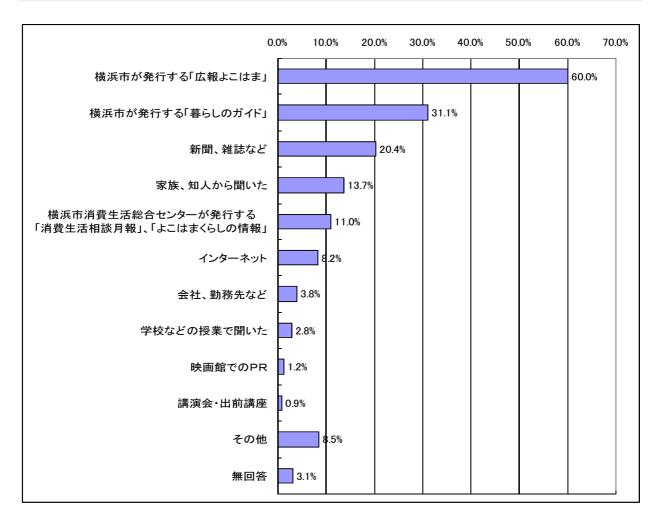
「場所、役割まで知っている」では、センターが所在する「港南区」が9.7%と最も高くなっている。

※相談機関別 利用度の比較



3つのセンターを利用したことの「ある」人は、横浜市消費生活総合センター5.9%、国民生活センター2.1%、かながわ中央消費生活センター2.1%となっている。

【問18】横浜市消費生活総合センターをお知りになったきっかけは何ですか。

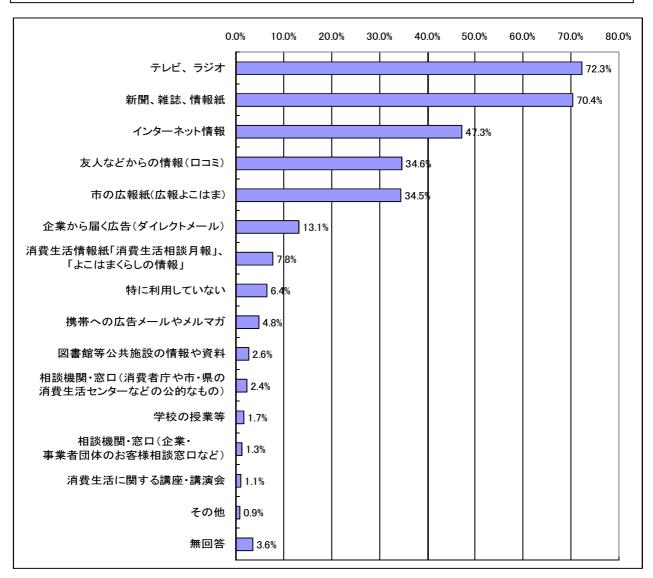


横浜市消費生活センターを知ったきっかけは、高い方から、横浜市の「広報よこはま」60.0%。「暮らしのガイド」31.1%、「新聞、雑誌など」20.4%となっている。

横浜市消費生活センターが発行する「消費生活相談月報」「よこはまくらしの情報」によるものは 11.0%となっている。

(3)情報提供、啓発の方法

【問19】あなたは、消費生活全般に関する情報、例えば、商品やサービスの内容・品質に関すること、悪質商法に関すること、消費生活についての法制度に関すること、生活の知恵に関することなどを入手するためにどのようなものを利用していますか。



複数回答の設問で、回答総数が 8,160、一人平均回答数が 3.0 件と最も多い設問となった。 消費生活全般に関する情報の入手方法は、「テレビ、ラジオ」が 72.3%、「新聞、雑誌、情報誌」 が 70.4%と高く、次いで「インターネット」が 47.3%、「友人などからの情報」が 34.6%、「広報よ こはま」が 34.5%となっている。

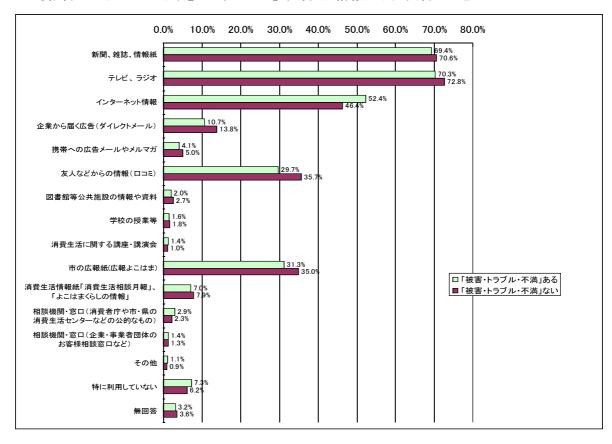
*男女別、年代別 情報入手先の比較

	回答者数総計	新聞、雑誌、情報紙	テレビ、 ラジオ	インターネット情報	企業から届く広告 (ダイレクトメー	携帯への広告メール	友人などからの情報	営書館等公共施設の	学校の授業等	産・講演会 産・講演会	市の広報紙(広報よ	報」、情報紙「消	費生活センターなど の公的なもの) である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。	客様相談窓口など) 業・事業者団体のお 相談機関・窓口(企	そ の 他	特に利用していない	無回答
全体	2677 100. 0%	1885 70. 4 %	1936 72 . 3 %	1266 47 . 3 %	352 13. 1%	128 4.8 %	926 34. 6 %	70 2. 6%	46 1. 7 %	30 1. 1%	923 34 . 5 %	208 7. 8 %	64 2. 4 %	34 1. 3 %	24 0. 9%	171 6. 4 %	97 3. 6 %
男性	1083 100.0 %	777 71. 7 %	773 71. 4 %	561 51.8 %	116 10. 7 %	44 4 . 1%	294 27 . 1%	24 2. 2%	16 1. 5%	7 0. 6%	333 30 . 7 %	76 7. 0 %	24 2. 2%	14 1. 3%	11 1. 0 %	73 6. 7%	34 3. 1%
女性	1581 100. 0 %	1101 69 . 6 %	1159 73. 3 %	700 44 . 3 %	235 14. 9%	83 5. 2 %	626 39. 6 %	46 2. 9%	30 1. 9 %	23 1. 5 %	586 37 . 1%	130 8. 2 %	40 2. 5%	20 1. 3 %	13 0.8 %	98 6. 2 %	57 3. 6 %
無回答	13 100. 0%	7 53. 8%	30. 8%	5 38. 5%	7. 7%	1 7. 7%	6 46. 2%	0.0%	0. 0%	0.0%	30. 8%	15. 4 %	0. 0%	0.0%	0. 0%	0.0%	6 46. 2%
20~29歳	232 100. 0%	147 63. 4 %	174 75. 0%	186 80 . 2 %	27 11. 6 %	33 14. 2 %	106 45 . 7 %	7 3. 0%	25 10. 8%	0. 9 %	30 12. 9%	6 2. 6%	7 3. 0%	7 3. 0%	4 1. 7%	8 3. 4%	0. 0%
30~39歳	470 100. 0%	305 64. 9 %	349 74 . 3 %	369 78. 5 %	62 13. 2%	39 8. 3 %	207 44. 0 %	8 1. 7%	9 1. 9 %	0. 2%	110 23. 4 %	20 4. 3 %	5 1. 1%	0. 4 %	6 1. 3%	10 2. 1 %	0. 9%
40~49歳	499 100. 0%	366 73. 3 %	383 76. 8 %	320 64.1%	64 12. 8%	30 6.0 %	198 39. 7 %	13 2.6 %	0. 8%	0. 4 %	149 29 . 9 %	37 7. 4 %	2. 0 %	5 1. 0%	0. 6 %	21 4. 2 %	5 1. 0 %
50~59歳	420 100. 0%	316 75. 2 %	319 76. 0 %	194 46 . 2 %	57 13. 6%	12 2. 9 %	132 31. 4 %	13 3.1 %	3 0. 7%	2 0. 5%	164 39. 0 %	33 7. 9 %	9 2. 1%	5 1. 2 %	2 0. 5%	28 6. 7 %	7 1. 7%
60~69歳	534 100. 0%	395 74. 0 %	382 71. 5 %	138 25. 8 %	66 12. 4%	10 1. 9 %	156 29 . 2 %	12 2.2 %	4 0. 7%	7 1. 3%	226 42. 3 %	65 12. 2%	16 3.0 %	10 1. 9 %	5 0. 9%	43 8. 1 %	23 4. 3 %
70歳以上	509 100. 0%	350 68. 8 %	327 64 . 2 %	56 11. 0 %	76 14. 9%	4 0. 8%	123 24. 2 %	17 3. 3%	0. 2%	16 3. 1%	243 47 . 7 %	46 9. 0%	17 3. 3%	5 1. 0%	4 0. 8%	61 12. 0%	51 10. 0%
無回答	13 100. 0%	6 46. 2%	2 15. 4%	3 23. 1%	0.0%	0 0. 0%	30. 8%	0.0%	0.0%	0 0. 0%	1 7. 7%	1 7. 7%	0 0. 0%	0. 0%	0 0. 0%	0.0%	7 53. 8%

男女別では、「インターネット」が、男性 **51.8**%で女性 **44.3**%よりも高く、「ロコミ」「広報よこはま」が、それぞれ男性 **27.1**%、**30.7**%に対し、女性が **39.6**%、**37.1**%と高くなっている。

年代別で見ると、「インターネット」は、「20代」が80.2%と高く、年代が上がるごとに割合が低くなり、「70歳以上」では11.0%となっている。「ロコミ」も「20代」45.7%に対し「70歳以上」が24.2%と低くなっている。「広報よこはま」は「70歳以上」が47.7%で、若くなるとともに割合が低くなり、「20代」では12.9%となっている。

*「『被害・トラブル・不満』があったか」回答別 情報入手先回答の比較



「インターネット」で情報を入手している人は、「被害・トラブル・不満」があった人が 52.4%、で、「被害・トラブル・不満」がない人の 46.4%より 6 ポイント高くなっている。

*情報入手先別(回答数上位5項目) 横浜市消費生活総合センター認知度の比較

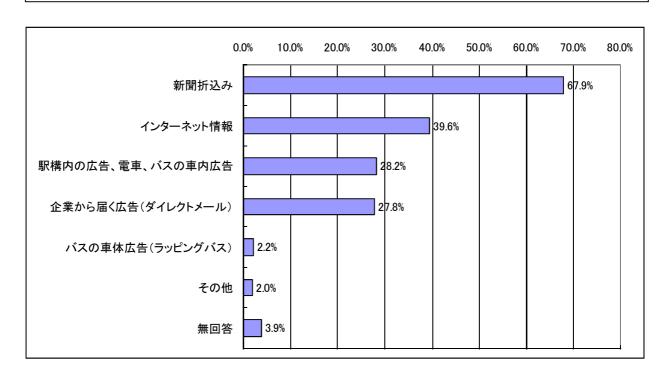
□ 聞いたことがない□ 名前、場所は知っているが、役割は知らない□ 場所、役割まで知っている

□名前は聞いたことがあるが、場所、役割は知らない □名前、役割は知っているが、場所は知らない □無回答

n 19.5 テレビ、ラジオ(1,936) 34.7 34.5 3.4 5.3 3.8 5.4 新聞、雑誌、情報紙(1,885) 31.9 35.3 20.8 インターネット情報(1,266) 41.3 34.1 3.0 17.8 友人などからの情報(ロコミ)(926) 20.7 4.1 3.6 36.5 32.0 3.1 広報よこはま(923) 38.0 6.5 19.5 4.0 6.2 25.8

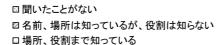
横浜市消費生活総合センターを知っているか(「聞いたことがない」、無回答以外)について比較すると、「広報よこはま」で情報を入手している人の認知度が 74.0%と最も高く、「インターネット」が 57.3%と最も低くなっている。

【問20】日頃、商品などの広告(テレビ、ラジオを除く)をよく見るのはどのようなものですか。



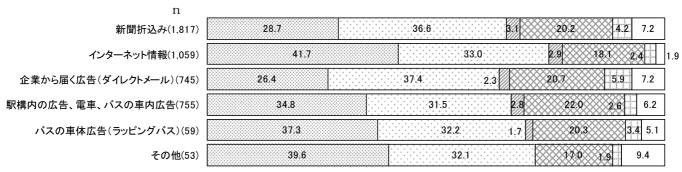
よく見る広告は、「新聞折り込み」が 67.9%、「インターネット」が 39.6%、「駅構内、乗物の車内 広告」が 28.2%、「ダイレクトメール」が 27.8%となっている。

*よく見る広告別 横浜市消費生活総合センター認知度の比較



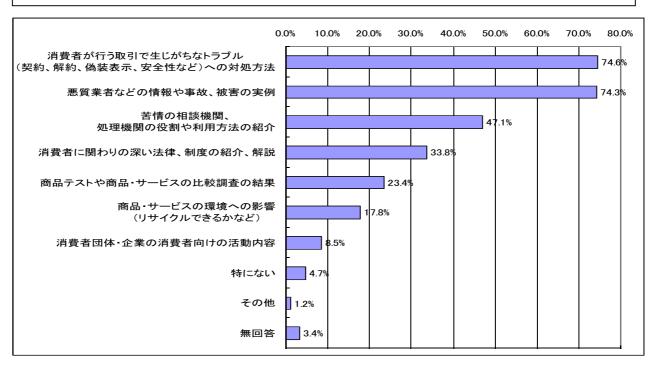
□名前は聞いたことがあるが、場所、役割は知らない □名前、役割は知っているが、場所は知らない

□無回答



横浜市消費生活総合センターを知っているか(「聞いたことがない」、無回答以外)について比較すると、「ダイレクトメール」で広告をよく見る人の認知度が 66.3%と最も高く、「新聞の折込み」が 64.1%と続き、「その他」を除くと、「インターネット」が 56.4%と最も低くなっている。

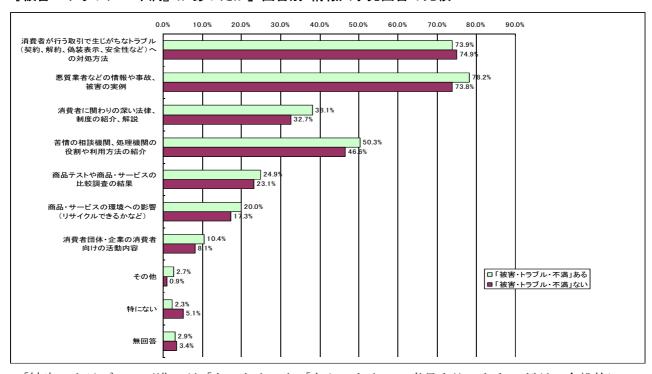
【問21】あなたは、消費生活に関する情報について、横浜市にどのようなものを提供して欲しいと思いますか。



複数回答の設問であるが、1人平均 2.9 件、総回答数 7,731 件で、問 19 の消費生活全般に関する情報取得方法の回答 8,160 に次いで多い。

提供して欲しい情報は「消費者トラブルへの対処方法」74.6%、「悪質業者情報、被害実例」74.3%、 次いで「相談機関の役割、利用方法」47.1%、「消費者関係法律、制度の紹介」33.8%となっている。

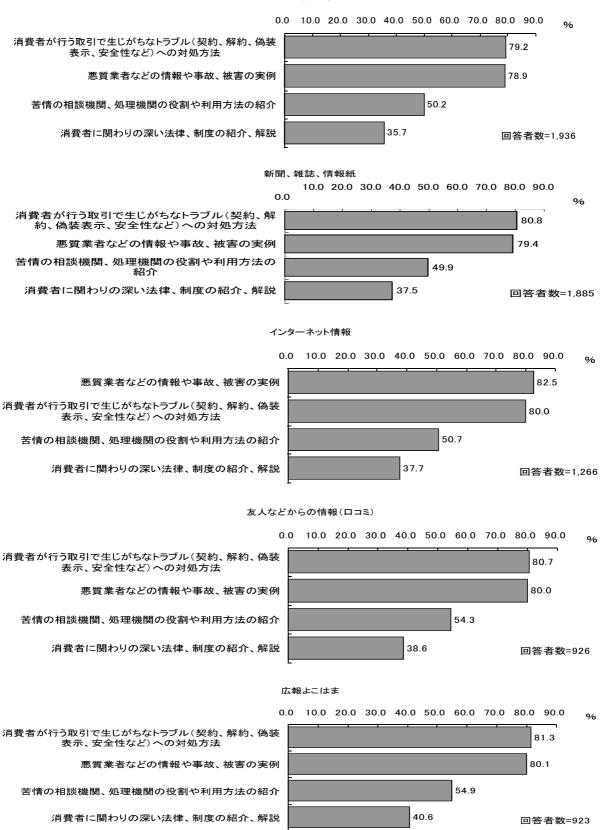
*「『被害・トラブル・不満』があったか」回答別 情報入手先回答の比較



「被害・トラブル・不満」が「あった人」と「なかった人」の意見を比べたものだが、全般的に「あった人」の方が回答率が高く、積極的に情報提供を求める意欲が強くなる傾向がある。

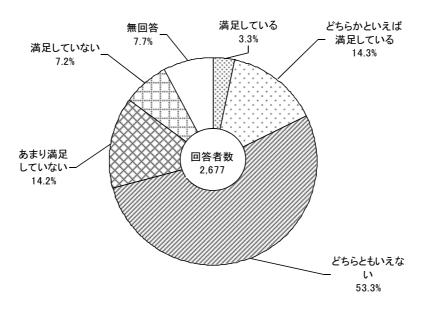
*情報入手先別、提供して欲しい情報の比較

テレビ、ラジオ



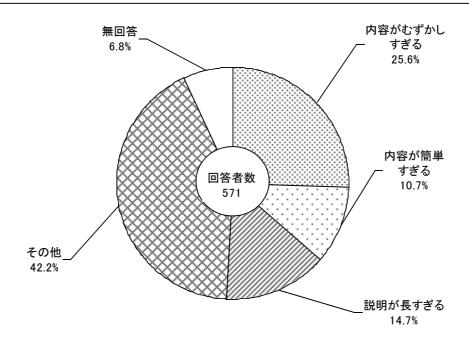
情報入手方法により大きな差は見られない。「悪質事業者情報、被害実例」情報を欲しいのはについては、「インターネット」により情報を入手している人が82.5%と最も高い。

【問22-1】問21であなたが選んだ情報の提供に満足されていますか。



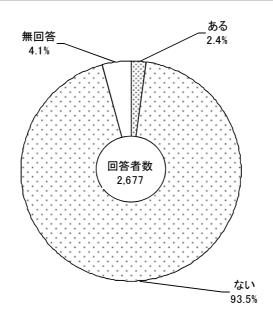
「満足している」が 3.3%、「どちらかといえば満足している」14.3%、合計 17.6%に対して、「満足していない」7.2%、「あまり満足していない」14.2%、合計が 21.4%と上回っており、「どちらともいえない」が 53.3%と大半を占めている。

【問22-2】満足していない理由は何ですか。



「内容がむずかしすぎる」25.6%、「説明が長すぎる」14.7%、「内容が簡単すぎる」10.7%、「その他」42.2%となっている。「その他」の内訳は、情報量が少ない、情報がどこにあるかわからないなどが意見の大半を占めている。

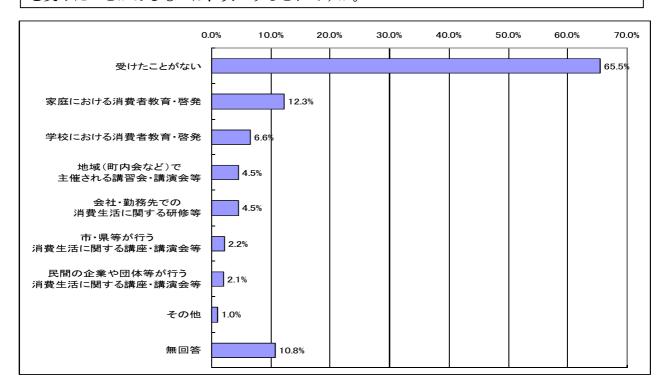
【問23-1】市が開催している消費生活の講座や催しに参加したことがありますか。



講座等に参加した人は2.4%で、参加しない人は93.5%になっている。

参加しない理由は、問 23-2 で複数回答であるが、「講座や催しが開催されていることを知らなかった」52.4%、「忙しく時間がない」32.4%、「講座や催しに参加することは面倒である」25.6%、「日程、場所があわない」23.3%、「講座や催しのテーマに興味、関心がわかない」18.3%などとなっている。

【**問24**】これまで、消費者教育(消費者として正しい知識を身に付けるための教育)・啓発を受けたことがあるものは、次のうちどれですか。



消費者教育・啓発を「受けたことがない」と回答した人が 65.5%を占めており、「学校における教育・啓発」の割合は 6.6%である。「家庭における教育・啓発」も 12.3%となっている。

*男女別、年代別 受けたことのある消費者教育・啓発の比較

	回答者数総計	講演会等 生活に関する講座・ 市・県等が行う消費	する講座・講演会等が行う消費生活に関民間の企業や団体等	会・講演会等 で主催される講習	教育・啓発家庭における消費者	学校における消費者	費生活に関する研修 会社・勤務先での消	そ の 他	受けたことがない	無回答
全体	2677 100. 0%	59 2. 2 %	56 2 . 1%	121 4 . 5 %	328 12. 3 %	176 6. 6 %	120 4 . 5 %	28 1. 0 %	1753 65. 5 %	288 10. 8 %
男性	1083	19	23	31	92	69	68	10	743	117
<i>></i> 771±	100.0%	1.8%	2.1%	2.9%	8. 5%	6. 4%	6. 3%	0. 9%	68.6%	10.8%
女性	1581	40	33	90	236	106	52	18	1004	165
女任	100.0%	2. 5%	2.1%	5. 7%	14.9%	6. 7%	3.3%	1.1%	63.5%	10.4%
無回答	13	0	0	0	0	1	0	0	6	6
無凹谷	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	7. 7%	0.0%	0.0%	46. 2%	46. 2%
00 - 00 -15	232	1	2	5	46	76	23	4	118	8
20~29歳	100.0%	0.4%	0.9%	2. 2%	19.8%	32.8%	9.9%	1. 7%	50.9%	3.4%
30~39歳	470	4	3	8	85	41	24	2	317	30
30~39成	100.0%	0. 9%	0.6%	1. 7%	18. 1%	8. 7%	5. 1%	0.4%	67. 4%	6. 4%
10 10 15	499	7	11	12	90	36	34	3	329	30
40~49歳	100.0%	1.4%	2. 2%	2.4%	18.0%	7. 2%	6.8%	0.6%	65.9%	6.0%
50 504B	420	4	16	18	46	13	18	6	301	27
50~59歳	100.0%	1.0%	3.8%	4.3%	11.0%	3. 1%	4.3%	1.4%	71. 7%	6. 4%
	534	18	11	40	39	7	13	7	363	72
60~69歳	100.0%	3. 4%	2.1%	7. 5%	7. 3%	1. 3%	2.4%	1. 3%	68.0%	13.5%
== IB DL I	509	25	13	38	22	2	8	6	320	114
70歳以上	100.0%	4. 9%	2.6%	7. 5%	4. 3%	0. 4%	1.6%	1. 2%	62. 9%	22. 4%
have to the total	13	0	0	0	0	1	0	0	5	7
無回答	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	7. 7%	0.0%	0. 0%	38. 5%	53. 8%

男女別に見ると、「家庭における教育・啓発」を重視する割合は、男性では 8.5%であるが、女 性では14.9%となっている。

年代別に見ると、「受けたことがない」の割合が最も高いのは「50代」の71.7%となっており、 最も低いのが「20代」の50.9%となっている。

「学校における教育・啓発」では、平成元年の学習指導要領改定による消費者教育の学校教育 への本格的な導入後に小中学校に在籍した世代である「20代」が32.8%と最も高く、年代が上が るにつれて割合が低くなっている。

*受けた消費者教育・啓発別 「相談したか、していないか」回答の比較

	□ 相談したり、伝えたりした	□相談したり、伝えたりしなかった □無回答
n 市・県等が行う消費生活に関する講座・講演会等(10)	50.0	40.0 10.0
民間の企業や団体等が行う消費生活に関する講座・講演会等(11)	54.5	36.4 9.1
地域(町内会など)で主催される講習会・講演会等(23)	47.8	52.2
家庭における消費者教育・啓発(63)	44.4	3.2
学校における消費者教育・啓発(34)	41.2	52.9 5.9
会社・勤務先での消費生活に関する研修等(37)	27.0	62.2 10.8
その他(11)	63.6	27.3 9.1
受けたことがない(262)	26.3	63.4 10.3

【問9】で「被害、不満、トラブル」があった際に相談したかとの設問で、「相談した」と回答し た人の割合で比較すると、「市、県による講座など」や「民間企業等による講座など」が5割を超え る。これに対し、「受けたことがない」人は26.3%と最も低く、次いで「会社での研修等」が27.0% となっており、「学校での教育・啓発」は41.2%という水準になっている。

*受けた消費者教育・啓発別 横浜市消費生活総合センター認知度の比較

回聞いたことがない ☑名前、場所は知っているが、役割は知らない □場所、役割まで知っている

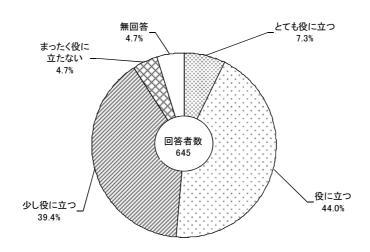
□名前は聞いたことがあるが、場所、役割は知らない □名前、役割は知っているが、場所は知らない

□無回答

市・県等が行う消費生活に関する講座・講演会等(59) 10.2 15.3 5.1 32.2 25.4 11.9 16.1 1.8 民間の企業や団体等が行う消費生活に関する講座・講演会等(56) 30.4 5.4 14.3 32.1 4.1 28.1 9.9 34.7 15.7 7.4 地域(町内会など)で主催される講習会・講演会等(121) 家庭における消費者教育・啓発(328) 23.8 2.4 学校における消費者教育・啓発(176) 33.0 40.3 21.6 4.2 会社・勤務先での消費生活に関する研修等(120) 5.0 3.3 317 34.2 21.7 その他(28) 17.9 21.4 7.1 28.6 17.9 7.1 17.5 2.5 受けたことがない(1,753) 35.4 6.8 2.6

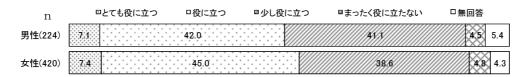
横浜市消費生活総合センターの役割を知っているか(「場所、役割まで知っている」、「名前、役割は知っているが場所は知らない」の合計)について比較すると、割合が高い方は「市、県による講座など」(62.9%)や「民間企業等による講座など」(53.6%)などとなっているのに対し、低い順では「受けたことがない」(20.0%)の次に「学校での教育・啓発」(23.9%)、「家庭における教育・啓発」(27.1%)などとなっている。

【問25-1】 あなたがこれまでに受けた消費者教育・啓発は消費生活を送る上で役立っていますか。



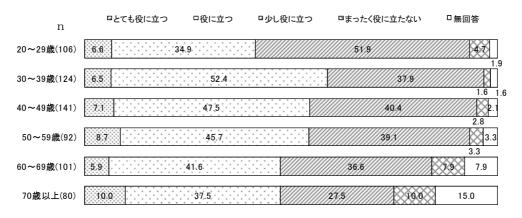
教育・啓発の効果については、「とても役に立つ」7.3%、「役に立つ」44.0%、「少し役に立つ」39.4%を合わせると90.7%と9割を越える人が役に立っていると考えている。これに対して「まったく役に立たない」は4.7%と低い水準になっている。

*男女別 消費者教育の効果の見解

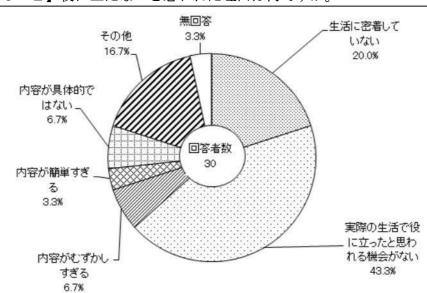


男女で大きな差は見られない。

*年代別 消費者教育の効果の見解

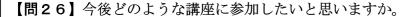


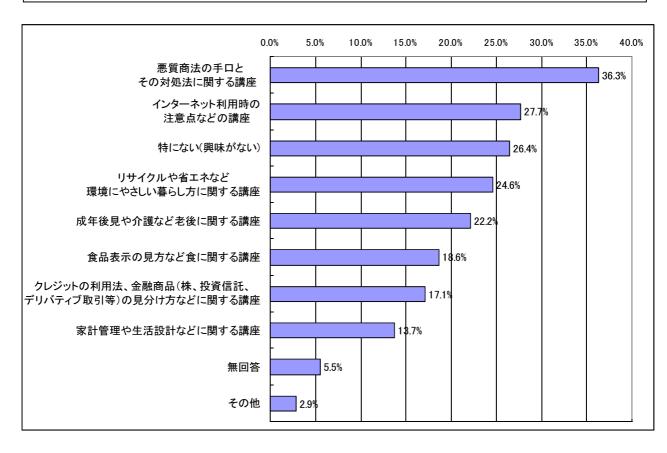
「とても役に立つ」と「役に立つ」とを合わせて 5 割を越えるのは、「30 代」、「40 代」、「50 代」である。他の年代は 4 割台で、「20 代」が 41.5% と最も低くなっている。



【問25-2】役に立たないと思われた理由は何ですか。

回答数が 30 件と少ないので参考情報として掲載するが、「役に立たない」と回答した人の主な理由は、「実際の生活で役に立ったと思われる機会がない」43.3%、「生活に密着していない」20.0%で 6 割強を占める。





今後参加したい講座等については、「悪質商法の手口とその対処法に関する講座」が36.3%と他よりもやや多いが、その他は、「インターネット利用時の注意点などの講座」27.7%、「リサイクルや省エネなどの環境にやさしい暮らし方に関する講座」24.6%、「成年後見の介護など老後に関する講座」22.2%の順となっている。「特に興味がない」も26.4%の割合を占めている。

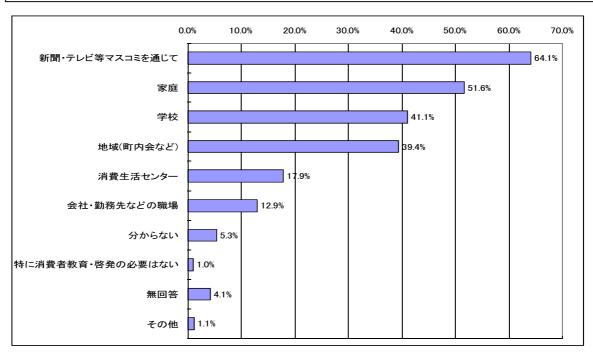
*男女別、年代別 今後参加したい講座などの比較

	回答者数総計	その対処法に関する講座悪質商法の手口と	注意点などの講座インターネット利用時の	やさしい暮らし方に関する講座リサイクルや省エネなど環境に	などに関する講座家計管理や生活設計	老後に関する講座成年後見や介護など	食に関する講座食品表示の見方など	等)の見分け方などに関する講座(株、投資信託、デリバティブ取引クレジットの利用法、金融商品	その他	特にない(興味がない)	無回答
全体	2677 100. 0 %	971 36. 3 %	741 27. 7 %	658 24. 6 %	368 13. 7 %	593 22. 2 %	499 18. 6 %	458 17. 1 %	77 2. 9%	708 26. 4 %	148 5 . 5 %
	100.0/0	00.0%	21.1/0	24.0/0	10. 7/0	ZZ. Z/0	10. 0/0	17.1/0	2. 0/0	20. 4/0	0.0/0
男性	1083	439	301	223	99	185	150	209	32	320	53
为1生	100.0%	40. 5%	27. 8%	20. 6%	9. 1%	17. 1%	13. 9%	19. 3%	3.0%		4. 9%
女性	1581	528	438	434	267	406	346	248	45	387	89
	100.0%	33. 4%	27. 7%	27. 5%	16. 9%	25. 7%	21. 9%	15. 7%	2. 8%	24. 5%	5.6%
無回答	13 100. 0 %	30. 8%	15. 4 %	7. 7%	2 15. 4 %	2 15. 4 %	23. 1%	7. 7%	0.0%	7. 7%	6 46 . 2 %
	100.070	00.0%	10. 1/0	7. 7/0	10. 1/0	10. 1/0	20. 1/0	7. 7/0	0.070	7. 7/0	10. 2/0
00 0048	232	91	93	47	48	27	40	69	5	67	1
20~29歳	100.0%	39. 2%	40. 1%	20. 3%	20. 7%	11.6%	17. 2%	29. 7%	2. 2%	28. 9%	0.4%
30~39歳	470	175	170	110	113	72	106	114	17		5
00 00/450	100.0%	37. 2%	36. 2%	23. 4%	24. 0%	15. 3%	22. 6%	24. 3%	3. 6%		1.1%
40~49歳	499	193	172	117	96	105	81	86	19		12
	100.0%	38. 7%	34. 5%	23. 4%	19. 2%	21.0%	16. 2%	17. 2%	3.8%	27. 9%	2.4%
50~59歳	420 100. 0 %	192 45 . 7 %	150 35. 7 %	104 24 . 8 %	51 12. 1%	100 23 . 8 %	73 17. 4 %	83 19. 8 %	9 2. 1 %		11 2. 6%
	534	45. 7% 170	106	24. 0% 153	36	23. 6% 165	17. 470	19. 0% 59	13		40
60~69歳	100.0%	31. 8%	19. 9%	28. 7%	6. 7%	30. 9%	19. 3%	11. 0%	2. 4%		7. 5%
mode or 1	509	147	49	126	23	122	95	47	14	158	72
70歳以上	100.0%	28. 9%	9.6%	24. 8%	4. 5%	24. 0%	18. 7%	9. 2%	2.8%	31.0%	14. 1%
無回答	13 100. 0 %	3 23 . 1%	1 7. 7%	1 7. 7%	1 7. 7%	2 15. 4 %	7. 7 %	0. 0%	0.0%	15. 4 %	7 53. 8%

男女別では、男性が「悪質商法の手口とその対処法に関する講座」で 40.5%と、女性 33.4%よりも 7.1 ポイント高い。「成年後見の介護など老後に関する講座」については、男性 17.1%に対し女性が 25.7%、「食品表示の見方など食に関する講座」に関しては、男性 13.9%に対し女性が 21.9%と高くなっている。

年代別では、「悪質商法の手口とその対処法に関する講座」について、最も高いのが「50代」の 45.7%に対し、「70歳以上」が 28.9%と最も低くなっている。「インターネット利用時の注意点など の講座」は「20代」が 40.1%と最も高く、年代が上がるにつれて割合が低くなる傾向がある。

【問27】あなたは、消費者教育・啓発を行う場として、次の中で重要だと思うものはどれですか。



消費者教育を行う場として重要なものとしては、「新聞・テレビ等マスコミを通じて」が 64.1%. 「家庭」51.6%、「学校」41.1%、「地域(町内会など)」39.4%という割合になっている。

*男女別、年代別 消費者教育・啓発の場についての比較

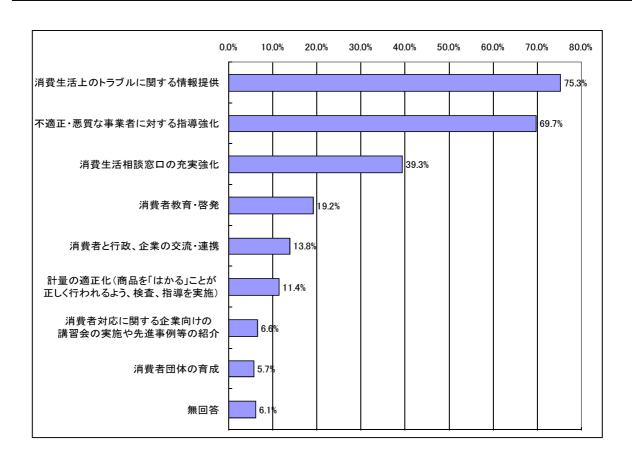
	回答者数総計	家庭	学 校	地域 (町内会	消費生活セン	などの職場会社・勤務先	毎じて 第マスコミを が聞・テレビ	そ の 他	要はない 育・啓発の必 が必ずる	分からない	無回答
全体	2677 100. 0 %	1381	1101	1055	479	345	1715	30 1. 1%	27 1. 0 %	142	111
	100.0%	51.6%	41. 1%	39. 4%	17. 9%	12. 9%	64. 1%	1. 170	1.0%	5. 3%	4. 1%
男性	1083 100. 0 %	529 48. 8%	413 38. 1 %	424 39 . 2 %	205 18. 9 %	182 16. 8 %	690 63. 7 %	16 1.5 %	18 1. 7 %	49 4 . 5 %	41 3. 8%
女性	1581	849	685	627	272	163	1022	13	9	93	64
無回答	100. 0% 13 100. 0%	53. 7% 3 23. 1%	43. 3% 3 23. 1%	39. 7% 4 30. 8%	17. 2% 2 15. 4%	10. 3% 0 0. 0%	64. 6% 3 23. 1%	0. 8% 1 7. 7%	0. 6%	5. 9% 0 0. 0%	4. 0% 6 46. 2%
	100.070	20. 1/0	20. 1/0	00. 0/0	10. 4/0	0.0/0	20.1/0	7. 7/0	0. 0/0	0. 0/0	40. 2/0
20~29歳	232 100. 0 %	134 57 . 8%	146 62 . 9 %	70 30 . 2 %	35 15. 1%	66 28. 4 %	138 59 . 5 %	6 2. 6 %	0.0%	4 1. 7 %	0 0. 0%
30~39歳	470 100. 0%	288 61.3%	252 53. 6 %	152 32. 3%	69 14. 7 %	86 18. 3%	287 61. 1%	4 0. 9%	3 0. 6%	19 4. 0 %	4 0. 9%
40~49歳	499	289	247	173	74	81	349	8	3	18	6
50~59歳	100. 0% 420	57. 9 %	49 . 5 %	34 . 7 %	14.8 %	16. 2% 66	69 . 9 %	1. 6 %	0.6 %	3. 6 %	1. 2% 10
50~59成	100.0%	49.5%	44. 0%	39. 8%	19.0%	15. 7%	67. 9%	0. 5%	0. 5%	3. 8%	2. 4%
60~69歳	534 100. 0 %	263 49 . 3 %	162 30 . 3 %	253 47. 4 %	115 21 . 5 %	33 6. 2 %	349 65 . 4 %	5 0. 9 %	4 0. 7%	34 6. 4 %	28 5 . 2 %
70歳以上	509	196	106	238	105	13	304	4	15	50	56
	100. 0% 13	38.5 %	20. 8%	46 . 8%	20. 6%	2. 6%	59. 7%	0.8%	2. 9%	9. 8%	11. 0%
無回答	100. 0%	23. 1%	23. 1%	15. 4 %	7. 7%	0.0%	23. 1%	7. 7%	0.0%	7. 7%	53. 8%

男女別で見ると特に大きな差はない。

年代別では、「家庭」の役割について、「30代」が 61.3%とも最も重視しており、「70歳以上」が 38.5%と最も低い割合となっている。「学校」の役割は「20代」62.9%から「70歳以上」が 20.8% と、若年代の方が高く、逆に「地域」は「20代」が 30.2%で、「60代」47.4%、「70歳以上」46.8% と、高い年代の方が重視される傾向となっている。また、「職場」は、「20代」が 28.4%と最も高い割合となっている。

(4) 行政への期待

【問28】あなたは、消費者の利益を守るため、横浜市はどの分野を充実させていく必要があると考えますか。



行政に対する期待として最も多いのは、「消費生活上のトラブルに関する情報提供」の 75.3%、「不 適正・悪質な事業者に対する指導強化」の 69.7%が高く、30 ポイント以上下がって「消費生活相談 窓口の充実強化」 39.3%が続いている。

*男女別、年代別 行政への期待についての比較

	回答者数総計	消費生活上のトラブルに関す	消費者教育・啓発	消費者団体の育成	消費生活相談窓口の充実強化	連携連者と行政、企業の交流・	る指導強化 不適正・悪質な事業者に対す	う、検査、指導を実施)る」ことが正しく行われるよ計量の適正化(商品を「はか	の講習会の実施や先進事例等が費者対応に関する企業向け	無回答
全体	2677	2017	514	152	1053	370	1867	306	177	164
	100.0%	75. 3%	19. 2%	5. 7%	39. 3%	13.8%	69. 7%	11. 4%	6. 6%	6. 1%
男性	1083	819	224	61	442	135	780	125	72	51
力压	100.0%	75. 6%	20. 7%	5. 6%	40. 8%	12. 5%	72.0%	11. 5%	6. 6%	4. 7%
女性	1581	1192	289	90	608	231	1084	180	105	107
	100. 0% 13	75. 4% 6	18. 3%	5. 7%	38. 5%	14. 6%	68. 6%	11. 4%	6. 6%	6. 8%
無回答	100. 0%	46. 2%	7. 7%	7. 7%	23. 1%	30. 8%	23. 1%	7. 7%	0. 0%	46. 2%
	100.070	10. 2/0	7. 770	7. 7/0	20. 170	33. 370	20. 176	7. 770	0. 070	10. 2%
20~29歳	232	170	73	20	77	48	160	28	21	3
20 20///	100. 0%	73. 3%	31.5%	8. 6%	33. 2%	20. 7%	69.0%	12. 1%	9. 1%	1.3%
30~39歳	470	361	98	20	180	75	352	56	28	9
	100. 0% 499	76. 8%	20. 9% 101	4. 3% 25	38. 3% 192	16. 0 %	74. 9 %	11. 9 %	6. 0 %	1. 9% 10
40~49歳	100. 0%	79. 6%	20. 2%	5. 0%	38. 5%	11. 8%	75. 2%	10. 6%	4. 8%	2. 0%
50 50 H	420	347	72	16	185	58	310	36	30	14
50~59歳	100.0%	82. 6%	17. 1%	3.8%	44. 0%	13.8%	73.8%	8.6%	7. 1%	3. 3%
60~69歳	534	391	93	34	229	69	378	56	44	37
00 00///00	100.0%	73. 2%	17. 4%	6. 4%	42. 9%	12. 9%	70. 8%	10. 5%	8. 2%	6. 9%
70歳以上	509	345	77	36	187	59	288	77	30	84
	100.0%	67. 8%	15. 1% 0	7. 1%	36. 7 %	11. 6%	56.6%	15. 1%	5. 9%	16.5%
無回答	13 100. 0 %	6 46 . 2 %	0. 0 %	7. 7%	23. 1%	2 15 . 4 %	30. 8%	0.0%	0. 0 %	53. 8%
	100.0%	40. Z/0	U. U%	1. 170	ZU. 170	10.4%	JU. 070	U. U%	U. U%	JJ. 0%

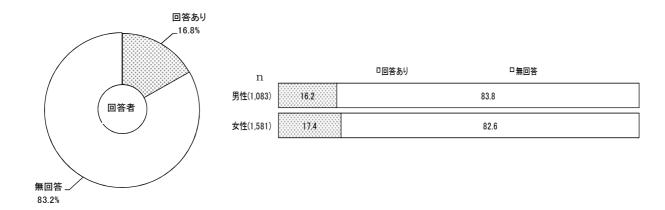
男女別では、大きな差は見られない。

年代別では、「消費生活上のトラブルに関する情報提供」が最も高い「50 代」で 82.6%であるのに対し、「70 歳以上」が 67.8%となっている。また、「不適正・悪質な事業者に対する指導強化」は「40 代」が 75.2%に対し「70 歳以上」が 56.6%となっている。

この設問は 3 つまでの複数回答となっているが、「70 歳以上」の一人当たり平均回答数は 1.8 件と、全世代平均 2.5 件と比較して少なくなっている。

【問29】消費生活に関するご意見、横浜市の消費者行政へのご要望、その他、これまでの 質問には含まれないお考えなどありましたら、ご自由にお書きください。

自由意見は全回答者の16.8%あり、男女別、年代別に特別な差もなく提出されている。



大分類	
大分類	件数
一般的感想	76
本アンケート調査に関する 感想、意見	46
高齢者に関して	38
本件以外の市政への要望など	35
消費者教育	34
今後の期待、要望	31
法制の強化	25
事件の公表	24
広報	23
現状批判、改善	19
うまく避けることができた	14
その他経験	14
現状照会	12
本アンケート調査によるPR 効果等	11
激励など	7
個人情報の管理	6
業者情報	6
精神的被害無駄の批判	5
無駄の批判 業者指導	5 4
特になし	3
経済的に大きな被 害	2
相談事例等	2
一般人に関して	1
	443

		キーワード別	に分類 (対	大分類とは切り離り	して行っている)	
内容 (商法等)1	件数	契約対象 (もの)1	件数	契約対象 (人)1	件数	内容 (商法以外)2	件数
電話勧誘	29	品質表示な ど	11	高齢者(独 居も同居も 含めて)	44	情報提供・啓 発の方法	119
訪問販売	15	金融商品	8	若年層(児 童も含む。)	2	指導·規制· 取締·罰則強 化	47
SF商法	4	む)	5			その他	39
振り込め詐 欺	3	インターネッ トのサイトの 監視	4			センターの広 報	35
業者のチラ シ	3	墓地・墓石	4			アンケート	25
詐欺	2	リフォーム	4			行政への要望 (消費者行 政以外)	24
キャッチセー ルス	2	シロアリ	3			消費者の認 識	22
ダイレクト メール	2	不動産	2			相談窓口	21
迷惑メール	2		2			トラブル事例 の紹介	20
金属買取(訪問)	1	化粧品・ダイ エット	2			高齢者への 施策	13
点検商法	0	エアコン	2			学校教育	12
通信販売	0	健康食品	2			個人情報の 漏れ	11
表示(食品· 偽装表示)	0	トイレ・水周り	1			トラブルなし	10
		布団	1			行政全般へ の要望	9
		投資用マン ション	1			業者名等の 公表	7
		インターネッ トのコンテン ツ	1			警察との連携	5
		パッソコン	1			コミュニティー の強化	5
		新聞 製品の不備	1			期待・御礼 業者のモラル	4 3
		表品の不開 ガス	1			批判	3
		教材	1			クレーマーの 取締り	2
		粗大ゴミ	1			行政の関与 不要	1
		エステ 保険	0	-		放射能	0
			U			ルスオリ月已	0
	63		59		46		437

自由意見 (抜粋)

「大分類」は、記入のあった意見をいずれかの項目に分類したもの。

「キーワード別に分類」は、記入のあった意見それぞれに一つ若しくは複数付けたキーワード ごとに分類したもの。

それぞれの項目について代表的な意見をできるだけそのまま抜粋し、一部を要約して掲載している。

「大分類」ごとの代表的な意見

〇一般的感想

- ・勧誘者を玄関内に絶対入れないこと。近所の人々のチームプレーが必要である。
- ・長年生活しておりますと色々な事が有りましたが、自分で決めた事は少々のことは自分で解決 しています。
- ・横浜駅周辺は、大型デパート充実の為、従来からの小売店(例えば自家製和菓子店)等皆無であるので、保存し、昔ながらの食品を伝えたい。
- ・消費者センターに連絡し、対処法を質問しても小市民がそれに対し一人で向かうことは出来ないと思います。私は1度弁護士の無料相談に行きましたが、答えは法律で決定している事なので従ってくださいとの事でした。結局は弁護士さんもお金が無いと行動をして頂けないと思いました。世の中はお金で動いているのでしょうか。貧乏人には行政も手を貸してくれないのでしょうか。
- ・あまりお役に立てずにごめんなさい。皆様の御努力に感謝致します。又勉強になりました。
- ・特に行政が参画する必要はないと思います。個人の自由に任せておくべきです。

〇本アンケート調査に関する感想、意見

- ・質問内容的にもう少しわかりやすいようにして欲しいです。同じような質問が多く、噛み砕いて理解するのに、時間がかかるように思いました。また多くの国民が安心して生活出来るように、多くの情報提供を行う、相談しやすい場所になって頂くととても嬉しいです。大変だと思いますが、宜しくお願い致します。
- ・このようなアンケートを実施する必要が分からない。アンケートの内容が今後どの程度活用され、成果を出せるのでしょうか。あまり無駄な税金の使い方はしないで下さい。アンケートに答えるのも手間です。
- ・こうしたアンケートで市民の意見を集めることに大賛成です。ぜひ市の HP の充実とともに、 アンケートの結果も掲載して下さい。HP がもっと見たくなるような作りだといいと思います。

○高齢者に関して

- ・高齢者の方々が被害にあわないような、啓発活動を充実させるといいのではないかと思います。 プライバシーも守らないといけないと思いますが、一人暮らしの高齢者を見守っていけるよう な、安心な生活がしていけたらと願います。
- ・町内会、老人会等で色々な情報が入ってきます。私共の町内会も高齢者世帯がほとんどです。 近所同士のコミュニケーションが大事です。又、色々と気をつけて下さる方がおられますが、 高齢者にはそのような人が必要です。

・今はインターネット、携帯電話による情報提供などが主流で、年を取ると情報を得るのが難しくなる。一番被害に合う可能性の多いお年寄りには辛いと思います。誰でもわかりやすく伝わるような方法が必要だと思います。

〇本件以外の市政への要望など

- ・消費に関係ない事ですが、道路行政をもっときちんとしてほしいです。狭すぎて事故の起きないのが不思議な位です。登下校の子供たちが可哀想です。
- ・医療を含む生活全般に関する「電話」や「インターネット」による相談サービスを充実しても らいたい(特に電話は受付番号を増やし、つながりやすいようにしてほしい)。
- ・消費者の安全、安心確保のための地元野菜(ハマッコ等)の放射能観測調査の義務化とその詳細結果の発表。

〇消費者教育

- ・インターネットによる悪質商法やトラブルについての予防教育が、重要と考えます。
- ・地域に密着した場所、学校の体育館や自治会館など気軽に出掛けられる所での消費生活の啓発 や教育の講座が、多くあると便利である。

〇今後の期待、要望

- ・日曜日または17時以降も利用できる消費者行政になって欲しい。
- ・対応したくない訪問販売員が来たら、すぐベルを押して親しいご近所の人、民生委員やその他 町内会班長さん等につながるようなシステムを作り、誰かがその家に来てくれるようにして欲 しい。昼間1人で留守番している人や、一人暮らしの人は万が一、玄関をあけてしまった時、 対応が大変で言葉巧みな話術に騙されてしまう人もいる。一人の対応では難しくても、何人か いれば心強い。

○法制の強化

- ・あまりに無自覚、無知識に騙される人も多いように思う。全てを行政に頼るのは、市民の甘えではないかと思う。行政に望むのは、的確な情報提供と平等性、そして取締り、規制の強化と順応性だと思う。日々変化する犯罪に対する迅速な対応を望む。
- ・講座、教育などは行政がやらなくてよいと思う。情報提供、事業者への取締が重要。

○事件の公表

- ・問 28 で不適正、悪質な業者への指導強化とあるが、住民からの指摘も含め、すぐ対処して公表するしかない。早い、強い対応により、住民の注目を浴び、効果が出る。市の仕事は、住民がその業者を避ける目安を示すことで、業者の選択は住民がすることです。
- ・悪質業者の名称の公表、注意の呼びかけをして欲しい。

〇広報

・相談窓口、機関の電話番号、住所、名称を市広報誌などに毎回掲載して下さい。

・自分達はテレビを見るのが楽しみです。テレビ番組で消費生活に関する内容を流してほしいで す。

「キーワード別分類」ごとの代表的な意見

商法等に関するキーワード

〇電話勧誘

- ・金融商品の勧誘の電話が頻繁にかかってきて大変煩わしい。仕事が中断されたり、不愉快な気 分になることが多く困っている。
- ・電話での墓地の勧誘に困っている。
- ・子供の塾、家庭教師、テキストを送ります、送りましたなどの勧誘。どうして子供の学年まで (中学何年生 高校何年生)まで知っているのか。1日2~3回電話があります。電話を切ろう としてもしつこく、こちらの電話番号などを知っているので怖いです。

〇訪問販売

- ・新聞などの勧誘のしつこさは酷いです。新聞社に電話して、ようやくやめて頂きました。高齢 ということをわかっていながら勧誘を行うモラルの酷さは開いた口が塞がりません。狙いうち しないような行政指導はできないのでしょうか。是非お願いします。
- ・消費者の自己防衛が必要と思います。お年寄などの社会的弱者の方々には、もっと極端な自己 防衛方法を啓蒙しても良かったと思います。一方的な電話や訪問による勧誘は、例外なしに全 て断るというようなものです。話を聞くだけでもダメだと思います。時折、いかにもメンテナ ンス系の出入り業者という雰囲気の業者がいますが、やはり門前払いしかないと感じています。

〇振込め詐欺

・ある時電車に乗ろうとしていたら、年配の女性(70~80歳)に携帯電話にオレオレ詐欺の電話がかかってきてしまった話が聞こえてしまい、お金をとられたかどうかは定かではないのですが、こんな身近で起きる事なのだなと思いました。悪質な被害の事例、対処法など、一人で悩まないでいいよう、情報が持続的に伝わるといいです。

OSF商法

・数年前、近所のあるお宅に業者が商品説明をするために1室貸して欲しいと依頼し、その業者が「○○さん宅に集まって話を聞いてくれれば粗品をあげます。」とまわり人を集め、ドアを閉め切って健康器具(高額)を販売していたことがあります。詐欺ではないのかもしれませんが、怪しいと感じてわざと犬を連れて行き、中へ入るのを断りました。もっと行政が自治会などへ注意を呼び掛けるべきではと思いました。

品目に関するキーワード

〇品質表示など

・情報を常に発信して下さることを期待しています(商品のテストや苦情やサービス等)。また、 品質の表示等は消費者にはいろいろな点で選択の基準になるので、常に適正であるか検査して 頂きたいです。

・産地偽装表示を無くしてもらいたい。悪質事業者に対する指導が甘すぎる。もっと強化して消費者が安心して購入できるシステムを考えてもらいたい。

〇金融商品

- ・被害トラブルにまでは発展していませんが、未公開株等の電話勧誘が何度かかかってきています。 こちらは相手の事を何も知りませんが、相手はこちらの情報を少しは知っていると思うと断り 方も強く言えないことがある。個人情報が漏れないことを願います。
 - ・金融商品FXの勧誘も多い。近頃、外資系生命保険の勧誘も多い。

〇放射能関連(食品も含む)

- ・消費生活を送る上で、トラブルに会わないようにと充分に心掛けているつもりですが、今度の 災害時後、スーパーでの買占めや、放射能の風評による商品への不安を避けるために、横浜市 独自での情報提供が素早くあれば、混乱を防ぐことが出来たのではないかと思いました。
- ・食生活に原発がどう関係あるのか。

〇インターネットのサイトの監視

・インターネット関係で起こり得るトラブル対処の仕方等、親自身にもよくわからないことが多い。得やすい情報で啓発して欲しい。具体的にはテレビ、ラジオ、新聞等。

○墓地・墓石

・最近お墓の電話が多いようです。先日電話で、「お墓はあります」と答えると、本当ですかと強く言われました。

Oリフォーム

・10年前、床下に薬をまく業者が来て息子が応対していたが、長時間ねばられてとうとう印を押したとのこと。それを知った私(60代の母)は、すぐ市の苦情係に電話してどうしたらよいか話を聞くと、絶対に電話はかけないでクーリングオフの葉書を出すように教えて頂き、すぐ実行し、ことなきを得た。

内容に関するキーワード

○情報提供・啓発の方法

- ・高齢者に対するケア(被害にあわないためのアナウンス・指導)が特に強化されるよう願います。
- ・町内会で主催する講習会や講座を開いても、老人はなかなか出席しないので、チラシ等の配布 で注意を喚起する。
- ・独居老人や、情報をなかなか聞けない状況にある方を含めて、情報が多くの人の目に入る方法 を考えて欲しい。
- ・老人を狙った悪質商売が多いので、老人会などで繰り返し学習会が必要と思う。義務教育期間 中に、そのような問題について、しっかり教えていく必要あり。

- ・「消費生活」と言われても何だかピンときません。家計をあずかる主婦として大事なことはわかるのですが、もっと自由にもっとカラフルに若者にも親しみやすい方法で、情報を教えてほしいです。
- ・特に老人世帯については、テレビや新聞での啓発も必要ですが、各地区の「老人会、敬寿会」 といった集まりでの情報提供や近隣の相談窓口(相談者:隣の友達でもよい)を多く設けて、 何でも相談できる状況を作って広めることが必要と思う。
- ・高齢者のための講座や催しを充実させる必要があると思う(町内会等を利用)。市が動かないと 誰も動かない。
- ・トラブルを起こす人は法スレスレのことをするので自分自身の注意が必要だが、絶対にあわないとは言えないと思う。気を付けてはいるが、被害にあわないようにしたいと思います。トラブルが起きたらすぐに広報されるか、高齢者はインターネットができない人が多いと思いますので(私も含めて)、新聞で取り上げて欲しいです。
- ・社会的弱者(特に高齢者)は、テレビや新聞でいくら情報を提供しても、側で言い聞かせないと 気にしなかったりするので、やはり地域のコミュニティを強化(町内会等)して、直接指導し た方が望ましいと思う。
- ・質問の中にもありましたが実例が一番わかりやすいと思います。色々な詐欺がどんどん悪質化 しているので、実例VTRなどを作りお年寄りが集まるような所で上映などしてみるのもいい と思います。
- ・若い世代は情報を得ることができるが、高齢の家庭では与えられた情報を精査することができない。そういう方へ有効な情報がきちんと届けられるようにしてあげて欲しい。

○指導・規制・取締・罰則強化

- ・消費者を騙す手口は巧妙になり、特に高齢者の被害が増えている。悪徳業者は警察に通報する 等、悪がはびこらないよう、騙される人が出ないよう何らかの行為をお願いします。
- ・迷惑メールに関して、厳しく取締まってほしい。どのように情報が漏れるかわからないため、 個人情報の記入など、どうしてもためらってしまう。
- ・消費者行政は、中途半端な相談・調査・指導でしかない。権限もなければ、強力な行政指導もできないのが現状です。
- ・悪徳業者に対抗するには法制度、取締の強化が必須。各相談センターが行政を動かして法制化 を進める活動を強化して頂きたく、またその活動を広報し、見えるようにして欲しい。
- ・行政には消費者教育などではなく、実際にトラブルが起きた際の対応に期待しております。

〇センターの広報

- ・学生、高齢者への教育を強化して欲しい。センターの存在だけではなく、受付けてくださる内容(項目)など、広報誌の一部ではなく、リーフレットのようなものを使って、わかりやすく教えて欲しい。
- ・消費生活センターの存在が全く知られていない。過去の相談事例や対処法をもっと広報すべき。
- ・消費者を守るための法律があっても知らない。又は、聞く場所が少なすぎると思います。相談 する場所にすら困ることが多いと思います。けがをしたら病院へ行く、と思い付くようなセン ターの認知度が必要だと思います。

・困った時には消費者センター等に気安くご相談できるように、市民がなると良いと思います。 まだ悩んでそのまま我慢している人が多いように思います。相談の公的機関がどこにあるのか、 知らない方が余りにも多いと思います。

Oアンケート

- ・この様な調査書を送っていただきましたが目が悪く小さい字なので、回答が困難です。
- もっとわかりやすい言葉で、アンケートを作って下さい。
- ・このような実態調査で税金がたくさん使われるのは良くないことだと思います。私自身は消費 トラブル等にあったことが無いからかもしれませんが、被害にあわれている方たちがいること も事実ですから、その方たちのために適正な形で税金を使ってください。

〇行政への要望(消費者行政以外)

- ・駅と周辺廻りをもっと道路と緑の街並に整備してほしい。特に道路に関しては東京に次いでの 都市でありながら道路事情が悪いように思います。国道につながっているわき道にも目を向け てきれいにして欲しいものです。もっと環境整備してほしい。それが消費生活につながって行 くように思います。
- ・消費者行政へ期待することは、何もありません。それよりも福祉制度の充実をお願いします。
- ・成年後見の制度を充実して欲しい。もしくは現在の成年後見の制度について、住民に情報を与 える場を多く設けてほしい。

〇消費者の認識

- ・自らがトラブルに巻き込まれないように注意しながら日々を送ってます。電話での勧誘など、 一言一言をしっかり聞きのがさずメモを取りながら会話し、変な話と思う節あれば即、必要な いことを告げるようにしています。
- ・日本では「知らなかった」「わからなかった」で被害にあう人が多い。自己責任という教育と共 に行政の情報公開や指導が、もっと必要だと思う。特に消費者本人のリスクに対する自覚が足 りないのではないか。
- ・消費者も新聞等を読んで、自分自身で守るようにして行くとよいのではないか。

〇相談窓口

- ・相談窓口の所在地、電話番号を周知して頂きたい。
- ・市区町村でどこにどのように相談するかなどを、ていねいに教えてもらえばいいと思う。
- ・万が一トラブルに巻き込まれた時の窓口がわからなかった。警察に相談するのかと思っていたが、少々のトラブルだと相談しづらい(敷居が高い)というケースが多々あると思う。

〇トラブル事例の紹介

- ・ 高齢者だけの世帯に悪質業者等による被害にあった実例などを載せた情報誌を配布して、トラ ブルに合わないよう注意を促していただきたいと思います。
- ・トラブルに関する事例の紹介等積極的にやって欲しい。
- ・消費者トラブルの事例を簡単でよいから、たくさん、色々なメディアで繰り返し消費者に教え

て頂きたい。消費者は自ら予防できるようにして頂きたい。

〇高齢者への施策

・お年寄り(外出が困難な人)を守るための生活相談の充実。

〇学校教育

・中学、高校などで講習会を行うといいかと思います。任意参加の講習会よりも「授業」として 必修に。(定期的な授業ではなく、年 1 回の特別集会など) 高齢者支援はもちろん大切だけど、 もう少し子どもたちに学ばせる必要があると思います。

○個人情報の漏れ

・電話帳には掲載していないのに電話がある。住所も調べてか、貴金属のパンフレットが送られてきました。今のところ何もないですが危ないです。

〇トラブルなし

・どれが悪徳業者でどのように騙されたりするかわからない。消費生活自体に不便はない。

〇その他

- ・知的障害を持つ息子がいるのですが、成年後見制度を利用するまでの間にトラブルに巻き込まれないか心配しています。
- 年だからわからない。
- ・トラブル等が無くなる世の中にして欲しい。

■ 4. 使用した調査票

横浜市消費生活実態調査 調査票

消費者被害の実態 1

【**問1**】 あなたは、ここ $1\sim2$ 年 $\underline{0}$ 間に、商品の購入やサービスの利用にあたり、被害・ト ラブルにあったことや、被害にあいそうになったこと、しつこい電話勧誘など勧誘の 方法に不満を感じたことはありますか。

1	ある		【問2~問13】をお答えください
2	ない		【問 14-1】(5ページ) へ

◆問1で、「1ある」と回答した方に伺います。

【問2】その被害・トラブルや不満はどのような商品・サービスについてでしたか。 (複数の被害・トラブルや不満があった場合は、**最も困った被害・トラブルに関するもの** <u>を1つ</u>お選びください。**それ以外の被害・トラブルについては【問 13-1】(5ページ)** でお聞きします。)

1 健康食品

2 布団

3 浄水器

4 電気マッサージ器、低周波治療器等 5 宝飾品

11 サラ金

6 新聞販売

7 光回線(インターネット等) 8 携帯電話への加入

9 出会い系サイト

10 エステ 13 投資用マンション

12 未公開株、転換社債

14 土地(山林など)

15 住宅リフォーム

16 アパート、マンションなどの賃貸

17 上記以外の5	易合 具体	的にお答え	ください
-----------	-------	-------	------

◆問2でお答えいただいた「最も困った被害・トラブル」に関して伺います。

【問3】それはどのような被害・トラブルでしたか。 (あてはまるものを**3つまで**お答えください)

	種類	例					
1	内容について	偽物、欠陥品、量や質、性能や効果などが、表示や説明と違っ たなど					
2	価格について	『特別価格』や『優待価格』がウソだったなど					
3	内容や価格以外の契約に ついて	不当な条件が付いていた、取引条件等を理由なく一方的に変え られたなど					
4	解約について	契約を取り消そうとしたら高額なお金を請求されたなど					
5	販売方法について	大げさな広告、ウソや勘違いするような説明、契約をせかされ たり、おどされた、しつこく勧誘されたなど					
6	アフターサービスや苦情 対応などについて	納得のいく説明がない、苦情に対する誠実な対応がないなど					
7	架空請求など	身に覚えのない支払い請求や振込め詐欺、募金詐欺など					
8	食の安全について	消費期限や賞味期限切れ、産地や原材料の偽装、異物混入など					
9	食品以外の商品・サービスによる怪我などの事故						
10	その他 ()					

◆問2でお答えいただいた「最も困った被害・トラブル」に関して伺います。

【問4】どのような形で被害・トラブルにあいましたか。

(あてはまるものを**1つ**お答えください)

	事例	販売形態
1	店、営業所などに自ら出向いた。	店舗販売
2	事業者が自宅や職場を訪れた。	訪問販売
3	自ら電話、郵便、インターネットなどの通信手段を使った。	通信販売
4	事業者から電話で勧誘を受けた。	電話勧誘
5	展示会場や露天等で勧誘を受けた。	その他無店舗販売
6	商品を販売しながら会員を勧誘すると報酬が得られるとして、個人 を販売員として勧誘し、さらに次の販売員を勧誘する形で販売組織 を連鎖的に拡大していく取引で勧誘を受けた。	マルチ商法、連鎖販売取引
7	商品を一方的に送りつけられ、代金を請求された。	ネカ゛ティフ゛オフ゜ション
8	その他()	

◆問2でお答えいただいた「最も困った被害・トラブル」に関して伺います。

【**問5** 】被害・トラブルは、次のような悪質商法の事例のうち、どれに該当しますか。 (あてはまるものを**2つまで**お答えください)

該当しない場合には「11」に〇をして、【問6】へ

	事例	悪質商法の名称
1	点検すると言って家に上がり込み、現実にはない、ダニやシロアリ、湿 気による被害があると不安を煽り、工事契約や商品の購入をさせる。	点検商法
2	街頭で粗品やビラを配るなどの方法で閉め切った会場に人を集め、日用 品を格安で配って雰囲気を盛り上げ、高額な商品を売りつける。	催眠(SF) 商法
3	一人の消費者に布団や宝飾品、着物、健康食品などの商品を次から次へ と契約させる。複数業者が次々に契約させるケースもある。	次々販売
4	不幸や不安につけこみ、高額な数珠、印鑑などを買わせたり、高額な祈 とう料やお布施名目の金品を要求する。	開運(霊感) 商法
5	高い利益が得られることをうたい文句に、業者が消費者をだまして資金 を出させる。	利殖商法
6	商品を販売する目的を隠したり、著しく有利な条件で取引できるなどと 電話や郵便で呼び出し、商品やサービスを契約させる。	アポイントメ ントセールス
7	駅や繁華街の路上でアンケート調査などと称して呼び止めて、喫茶店や 営業所に連れて行き、不安を煽るなどして商品やサービスを契約させる。	キャッチ セールス
8	使った覚えのない有料サイトの利用料などが請求される。	架空請求
9	断ったにもかかわらず、強引又は執拗に繰り返される電話や訪問による 販売を行う。	強引な 再勧誘等
10	その他悪質商法と思われるもの()	
11	該当しない	

◆問2でお答えいただいた「最も困った被害・トラブル」に関して伺います。
【問6】被害・トラブルになった商品、サービスについて、購入、契約した金額はどの
くらいですか。 (いずれかを <u>1つ</u> お答えください)
1 ~1,000 円 2 ~ 1 万円 3 ~ 10 万円
4 ~ 50 万円 5 ~ 100 万円 6 ~ 500 万円 7 ~ 1 20 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
7 ~ 1億円 8 1億円を超える金額
9 購入、契約はしていない。 ——→ 「9」は 【問8】へ
◆問2でお答えいただいた「最も困った被害・トラブル」に関して、問6で「1~8」とお答
えいただいた方に伺います。
【問7】その被害、トラブルにあったときの、代金支払い方法についてお答えください。
(あてはまるものを 全て お答えください)
 1 現金
3 申込書による分割払い(テレビ通販の際など)
4 その他(
<i>◆問2でお答えいただいた「最も困った被害・トラブル」に関して伺います。</i>
【問8】その被害・トラブルが起こった原因はどこにあったと思いますか。
【同りり ての被告・ドフラルが起こった原因はとこにあったと心でまりが。
1 契約したいと思ったわけではなかったが、長時間の勧誘や強引な勧誘などをされたため 2 相手の説明が不十分だったため
3 相手に最初から騙そうとする悪意があったため
4 自分が商品・サービスをよく確かめなかったため
5 その他()))
│ <i> ◆問2でお答えいただいた「最も困った被害・トラブル」に関して伺います。</i>
【問9】 その際にどこかへ(誰かへ)相談したり、伝えたりしましたか。
1 相談したり、伝えたりした
2 相談したり、伝えたりしなかった — ○ 【問 11】へ

◆問9で「1相談したり、伝えたりした」と回答した方に伺います。

【問 10】 どこに相談などをしましたか。また、相談した結果、問題は解決しましたか。

	① 相 全 談				果につい ・ <u>1つ</u> に	
	三て に〇		内容で解決	一部解決	未解決	合いの途中)
横浜市消費生活総合センター	1	\rightarrow	1	2	3	4
かながわ中央消費生活センター	2	\rightarrow	1	2	3	4
国民生活センター	3	\rightarrow	1	2	3	4
上記センター以外の公的な相談機関	4	\rightarrow	1	2	3	4
業界団体(ADR※を含む)	5	\rightarrow	1	2	3	4
事業者(お客様相談窓口等を含む)に直接苦情 を申し出た	6	\rightarrow	1	2	3	4
病院や保健所等	7	\rightarrow	1	2	3	4
弁護士や司法書士	8	\rightarrow	1	2	3	4
家族・知人等	9	\rightarrow	1	2	3	4
その他 (10	$\bigg] \to $	1	2	3	4

※ADRとは:法的トラブルについて、裁判以外の場において第三者の仲介、仲裁により争いごとを解決する手続き。

◆問9で、「2 相談したり、伝えたりしなかった」と回答した方に伺います。

【問 11】 どこにも相談などをしなかったのは、なぜですか。

(あてはまるものを**全て**お答えください)

- 1 自分で解決できると思ったから
- 2 どこに相談したり、伝えたらいいかわからなかったから
- 3 気まずい思いをしたり、もめごとになったりすることが心配だったから
- 4 被害が小さかったから
- 5 相談などしても、うまい解決策があるとは思えなかったから
- 6 自分にも責任があると思ったから
- 7 めんどうだったから
- 8 私的なことなので、相談したりすることではないと思ったから
- 9 他の人(家族を含む)に知られるのが恥ずかしかったから
- 10 その他 (

63

)

- ◆問9で、「2 相談したり、伝えたりしなかった」を選んだ方、または、問 10 で「横浜市消 費生活総合センター」を選ばれなかった方に伺います。
- 【問 12】相談先として横浜市消費生活総合センター(同封のパンフレットを参照)を選ばな かったのはなぜですか。

(あてはまるものを**全て**お答えください)

- 1 横浜市消費生活総合センターを知らなかったから
- 2 横浜市消費生活総合センターは信頼できないから
- 3 横浜市消費生活総合センターでは、少し専門的な内容だと相談できないと思ったから
- 4 横浜市消費生活総合センターで扱う内容の相談とは思わなかったから
- 5 相談したい日時に開設していないから
- 6 電話ではなく窓口で相談したかったが、行くのに時間がかかるから
- 7 相談内容がプライバシーに関することなので、相談するのがためらわれたから
- 8 間11で答えた内容と同じ理由
-) 9 その他(
- 【**問 13-1**】 あなたは、ここ $1\sim 2$ 年の間に、商品の購入やサービスの利用にあたり、**問 2でお答えになったものの他**に、被害・トラブルにあったことや、商品・サービス、 勧誘の方法に不満を感じたことはありますか。

【問 13-2】 **1** ある 2 ない 【問 14-1】へ

- ◆問 13-1 で、「1 ある」と回答した方に伺います。
- 【問 13-2】被害・トラブルになった商品、サービスについて、購入、契約した金額はど のくらいですか。

(いずれかを**1つ**お答えください)

- 1 ~1,000 円 2 ~ 1 万円
- 3 ~ 10万円

- 4 ~ 50 万円
- 5 ~ 100 万円
- 6 ~ 500 万円

- 7 ~ 1億円
- 8 1億円を超える金額 9 購入、契約はしていない
- 【問 14-1】ここ1~2年の間に、ご家族で被害・トラブルにあった人はいますか。

【問 14-2】 **1** ある 【問 15】(7ページ)へ 2 ない

- ◆問 14-1 で、「1 ある」と回答した方に伺います。
- 【問 14-2】被害・トラブルにあった人の年齢はいくつですか。

(いずれかを**1つ**お答えください)

- 1 1 0 代 2 2 0 代 3 3 0 代 4 4 0 代 5 5 0 代 6 6 0 代
- 7 7 0 歳以上

◆問 14-1 で、「1 ある」と回答した方に伺います。

【**問 14-3** 】 その被害・トラブルや不満はどのような商品・サービスについてでしたか。 (複数の被害・トラブルや不満があった場合は、ご家族が<u>最も困っていた被害・トラブル</u>に関するものを1つお選びください。)

1	健康食品	2	布団	3	浄水器
4	電気マッサージ器、低周波治療器等	5	宝飾品	6	新聞販売
7	光回線(インターネット等)	8	携帯電話への加入	9	出会い系サイト
10	エステ	11	サラ金	12	未公開株、転換社債
13	投資用マンション	14	土地 (山林かど)	15	住字リフォーム

16 アパート、マンションなどの賃貸

17 上記以外の場合	具体的にお答えください ⁽	
------------	--------------------------	--

◆問 14—3 でお答えいただいた「最も困った被害・トラブル」に関して伺います。

【**問 14—4** 】被害・トラブルは、次のような悪質商法の事例のうち、どれに該当しますか。 (あてはまるものを**2つまで**お答えください)

該当しない場合には「11」に〇をして、【問 15】へ

	事例	悪質商法の名称
1	点検すると言って家に上がり込み、現実にはない、ダニやシロアリ、湿 気による被害があると不安を煽り、工事契約や商品の購入をさせる。	点検商法
2	街頭で粗品やビラを配るなどの方法で閉め切った会場に人を集め、日用 品を格安で配って雰囲気を盛り上げ、高額な商品を売りつける。	催眠(SF) 商法
3	一人の消費者に布団や宝飾品、着物、健康食品などの商品を次から次へ と契約させる。複数業者が次々に契約させるケースもある。	次々販売
4	不幸や不安につけこみ、高額な数珠、印鑑などを買わせたり、高額な祈 とう料やお布施名目の金品を要求する。	開運(霊感) 商法
5	高い利益が得られることをうたい文句に、業者が消費者をだまして資金 を出させる。	利殖商法
6	商品を販売する目的を隠したり、著しく有利な条件で取引できるなどと 電話や郵便で呼び出し、商品やサービスを契約させる。	アポイントメ ントセールス
7	駅や繁華街の路上でアンケート調査などと称して呼び止めて、喫茶店や 営業所に連れて行き、不安を煽るなどして商品やサービスを契約させる。	キャッチ セールス
8	使った覚えのない有料サイトの利用料などが請求される。	架空請求
9	断ったにもかかわらず、強引又は執拗に繰り返される電話や訪問による 販売を行う。	強引な 再勧誘等
10	その他悪質商法と思われるもの()	
11	該当しない	

【**問 15**】 あなたは、商品を購入したり、サービスを利用するための契約や取引で、不利益を被るかもしれない(何らかの被害にあうかもしれない)という不安を感じますか。 (あてはまるものを**1つ**お答えください)

1 不安を感じる

2 どちらかといえば不安を感じる

)

3 どちらともいえない

4 あまり不安を感じない

5 不安を感じない

【**問 16**】被害・トラブルにあわないためには、何が重要だと思いますか。 (あてはまるものを**3つまで**お答えください)

- 1 消費者自身が自覚して、トラブルにあわないように注意する
- 2 消費生活上のトラブルに関する情報が提供される
- 3 消費生活に関する学習機会が増える
- 4 消費者の相談や苦情に対応するため、市町村や県の相談窓口を充実する
- 5 国や県、市が、悪質な事業者に対する規制や指導を強化する
- 6 事業者が、商品・サービスの品質や契約内容などについて、 わかりやすく説明する
- 7 事業者が、商品・サービスの表示や広告についてのルールを守る
- 8 地域社会で高齢者などの見守りを行う
- 9 その他 (
- 10 わからない

《次ページに続きます》

2 センターの認知度

【問 17】あなたは、次の消費生活相談窓口・機関を知っていますか。また、利用したことは ありますか。

(それぞれの相談窓口・機関について、あてはまるものを1つお答えください)

相談窓口•		「知]っているフ	か」		2~5とお	ているか」で 答えの場合) とことは」
機関名	聞いた事 がない	名 前 た が 、 役 割 な 別 な 別 な 別 な 別 な 別 な 別 な 別 な 別 な 別 な	名前、場所 は知い なが、 役割は知 らない	名前、役割 は知か、 いるが、 場所は知 らない	場所、役割 まで知っ ている	ある	ない
横浜市消費生活 総合センター	1	2	3	4	5	1	2
かながわ中央消 費生活センター	1	2	3	4	5	1	2
国民生活 センター	1	2	3	4	5	1	2
消費者 ホットライン	1		は知っている は知らない 3	るが、	5	1	2

[参考]

消費者が購入した商品やサービスにより、被害や事故にあった場合に、苦情相談を受け付け、消費 者に必要な情報を提供している主な窓口として、以下のものがあります。

- ※「消費生活センター」とは、消費生活全般に関する情報提供、苦情相談などを行っている、地 方公共団体(都道府県、市町村)が設置している行政機関です。
- ○「横浜市消費生活総合センター(最寄駅:上大岡)(同封のパンフレット参照)」
 - :横浜市在住・在勤の方を対象とした消費生活センターです。
- ○「かながわ中央消費生活センター(最寄駅:横浜)」
 - :神奈川県在住・在勤の方を対象とした消費生活センターです。
- ○「国民生活センター(最寄駅:品川)」:消費生活に関する情報の収集・提供、苦情相談、商品テス ト、調査研究、消費者啓発などを行う独立行政法人です。
- ○「消費者ホットライン」: 消費生活センター等の相談窓口をご存じない方に、お近くの消費生活相談 窓口を電話によりご案内するものです。
- ◆問 17 で、横浜市消費生活総合センターについて、「2名前を聞いた事がある、3 名前、場 所は知っているが役割は知らない、4 名前、役割は知っているが場所は知らない、
 - 5 役割まで知っている」と回答した方に伺います。
- 【問 18】 横浜市消費生活総合センターをお知りになったきっかけは何ですか。 (あてはまるものを**全て**お答えください)
 - 1 家族、知人から聞いた

2 学校などの授業で聞いた

3 横浜市が発行する「広報よこはま」

- 4 横浜市が発行する「暮らしのガイド」
- 5 横浜市消費生活総合センターが発行する「消費生活相談月報」、「よこはまくらしの情報」
- **6** 映画館でのPR **7** 講演会・出前講座
- 8 インターネット

9 新聞、雑誌など

- 10 会社、勤務先など
- 11 その他(

)

3 情報提供、啓発の方法

【問 19】あなたは、消費生活全般に関する情報、例えば、商品やサービスの内容・品質に関 すること、悪質商法に関すること、消費生活についての法制度に関すること、生活の 知恵に関することなどを入手するためにどのようなものを利用していますか。

(あてはまるものを**全て**お答えください)

- 1 新聞、雑誌、情報紙
- 3 インターネット情報
- 5 携帯への広告メールやメルマガ6 友人などからの情報(ロコミ)
- 7 図書館等公共施設の情報や資料
- 9 消費生活に関する講座・講演会 10 市の広報紙(広報よこはま)
- 8 学校の授業等

4 企業から届く広告(ダイレクトメール)

2 テレビ、 ラジオ

- 11 消費生活情報紙「消費生活相談月報」、「よこはまくらしの情報」
- 12 相談機関・窓口(消費者庁や市・県の消費生活センターなどの公的なもの)
- 13 相談機関・窓口(企業・事業者団体のお客様相談窓口など)
- 14 その他(

15 特に利用していない

【間 20】 日頃、商品などの広告(テレビ、ラジオを除く)をよく見るのはどのようなもの

(あてはまるものを**2つまで**お答えください)

1 新聞折込み

- 2 インターネット情報
- 3 企業から届く広告(ダイレクトメール) 4 駅構内の広告、電車、バスの車内広告
- **5** バスの車体広告 (ラッピングバス) **6** その他 (

【問 21】あなたは、消費生活に関する情報について、横浜市にどのようなものを提供して欲 しいと思いますか。

(あてはまるものを**全て**お答えください)

- 1 消費者が行う取引で生じがちなトラブル(契約、解約、偽装表示、安全性など)へ の対処方法
- 2 悪質業者などの情報や事故、被害の実例
- 3 消費者に関わりの深い法律、制度の紹介、解説
- 4 苦情の相談機関、処理機関の役割や利用方法の紹介
- 5 商品テストや商品・サービスの比較調査の結果
- 6 商品・サービスの環境への影響(リサイクルできるかなど)
- 7 消費者団体・企業の消費者向けの活動内容
- 8 その他(

9 特にない

【**問22-1**】 問21であなたが選んだ情報の提供に満足されていますか。

(いずれかを**1つ**お答えください)

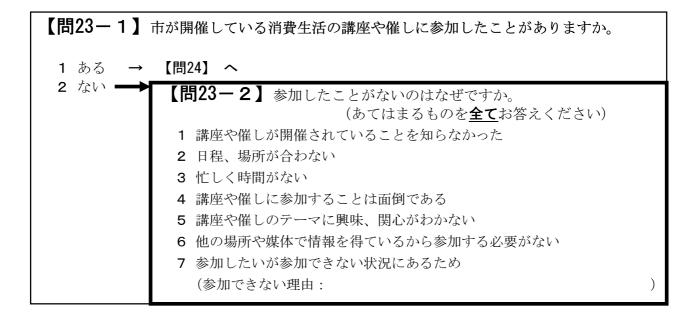
- 1 満足している
- 2 どちらかといえば満足している
- 3 どちらともいえない
- 4 あまり満足していない
- 5 満足していない

. 【問23-1】へ

【問22-2】満足していない理由は何ですか。

- 1 内容がむずかしすぎる
- 2 内容が簡単すぎる
- 3 説明が長すぎる

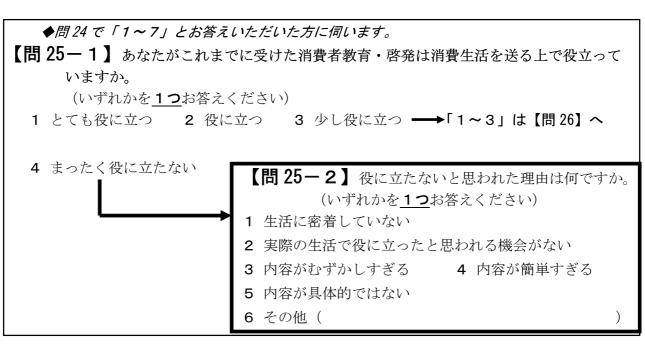
4 その他(



【問 24】これまで、消費者教育(消費者として正しい知識を身に付けるための教育)・啓発を受けたことがあるものは、次のうちどれですか。

 (あてはまるものを全てお答えください)

 1 市・県等が行う消費生活に関する講座・講演会等
 2 民間の企業や団体等が行う消費生活に関する講座・講演会等
 3 地域(町内会など)で主催される講習会・講演会等
 4 家庭における消費者教育・啓発(お小遺帳をつける、買い物をする時に注意することや親に相談しなくてはならない商品の金額について親子で話し合うなど)
 5 学校における消費者教育・啓発
 6 会社・勤務先での消費生活に関する研修等
 7 その他()
 ■ 「1~7」は【問 25-1】へ
 8 受けたことがない



【問 26】 今後どのような講座に参加したいと思いますか。

(あてはまるものを全てお答えください)

- 1 悪質商法の手口とその対処法に関する講座
- 2 インターネット利用時の注意点などの講座
- 3 リサイクルや省エネなど環境にやさしい暮らし方に関する講座
- 4 家計管理や生活設計などに関する講座
- 5 成年後見や介護など老後に関する講座
- 6 食品表示の見方など食に関する講座
- 7 クレジットの利用法、金融商品(株、投資信託、デリバティブ取引等)の見分け方などに 関する講座
- 8 その他(
- 9 特にない (興味がない)

【**問27**】 あなたは、消費者教育・啓発を行う場として、次の中で重要だと思うものはどれですか。

(あてはまるものを**3つまで**お答えください)

- 1 家庭
- 2 学校
- 3 地域 (町内会など)
- 4 消費生活センター
- 5 会社・勤務先などの職場
- 6 新聞・テレビ等マスコミを通じて
- 7 その他(
- 8 特に消費者教育・啓発の必要はない
- 9 分からない

4 行政への期待

【**問 28**】 あなたは、消費者の利益を守るため、横浜市はどの分野を充実させていく必要があると考えますか。 (あてはまるものを<u>3つまで</u>お答えください)

)

- 1 消費生活上のトラブルに関する情報提供
- 2 消費者教育・啓発
- 3 消費者団体の育成
- 4 消費生活相談窓口の充実強化
- 5 消費者と行政、企業の交流・連携
- 6 不適正・悪質な事業者に対する指導強化
- 7 計量の適正化(商品を「はかる」ことが正しく行われるよう、検査、指導を実施)
- 8 消費者対応に関する企業向けの講習会の実施や先進事例等の紹介

タを	を統計的に整理するために必要ですので、次の事柄についてお答えください
1	あなたの性別をお答えください。
1	男性 2 女性
<u>.</u>	
2	あなたの年齢をお答えください。
	あなたの年齢をお答えください。 20代 2 30代 3 40代 4 50代 5 60代
1	
1 6	20代 230代 340代 450代 560代
1 6 3	20代 2 30代 3 40代 4 50代 5 60代 70歳以上
1 6 3 1	20代 2 30代 3 40代 4 50代 5 60代 70歳以上 あなたのお住まいの区をお答えください。
1 6 3 1 5 9	20代 230代 340代 450代 560代 70歳以上 あなたのお住まいの区をお答えください。 鶴見区 2神奈川区 3西区 4中区 南区 6港南区 7保土ケ谷区 8旭区 磯子区 10金沢区 11港北区 12緑区
1 6 3 1 5 9 13	20代 230代 340代 450代 560代 70歳以上 あなたのお住まいの区をお答えください。 鶴見区 2神奈川区 3西区 4中区 南区 6港南区 7保土ケ谷区 8旭区 磯子区 10金沢区 11港北区 12緑区 青葉区 14都筑区 15戸塚区 16 栄区
1 6 3 1 5 9 13	20代 230代 340代 450代 560代 70歳以上 あなたのお住まいの区をお答えください。 鶴見区 2神奈川区 3西区 4中区 南区 6港南区 7保土ケ谷区 8旭区 磯子区 10金沢区 11港北区 12緑区
1 6 3 1 5 9 13	20代 230代 340代 450代 560代 70歳以上 あなたのお住まいの区をお答えください。 鶴見区 2神奈川区 3西区 4中区 南区 6港南区 7保土ケ谷区 8旭区 磯子区 10金沢区 11港北区 12緑区 青葉区 14都筑区 15戸塚区 16 栄区

- **4** お勤め (パートタイム・アルバイト) **5** 内職 **6** 専業主婦 (主夫)
- 7 学生 8 無職 9 その他
- 5 あなたのご家族(同居)の構成をお答えください。
- 1 一人暮らし 2 夫婦のみ 3 二世代世帯 (あなたの世代と親)
- 4 二世代世帯 (あなたの世代と子ども) 5 三世代世帯 6 その他

質問は以上です。同封の返信用封筒に入れて、6月8日(水)までにご投函くださいますようお願いいたします。(切手の貼付と返送の際の差出人の記載は不要です)

お忙しい中、ご協力ありがとうございました。